

# 平成20年第7回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成20年12月4日（木曜日）

## 議事日程（第1号）

平成20年12月4日（木）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第143号から議案第191号
- 第 6 請願第9号、陳情第4号及び陳情第5号

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（28名）

1番	松本正勝君	2番	中川直美君
3番	中村剛一君	4番	白杵克身君
5番	金田淳一君	6番	浜田正敏君
7番	廣瀬擁君	8番	小田純一君
9番	小杉邦男君	10番	大桃一浩君
11番	中川隆一君	12番	岩崎隆寿君
13番	中村良夫君	14番	若林直樹君
15番	田中文夫君	16番	金子健治君
17番	村川四郎君	18番	佐藤孝君
19番	金光英晴君	20番	猪股文彦君
21番	川上龍一君	22番	本間千佳子君
23番	金子克己君	24番	根岸勇雄君
25番	近藤和義君	26番	祝優雄君
27番	加賀博昭君	28番	竹内道廣君

## 欠席議員（なし）

## 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎君	副市長	親松東一君
副市長	甲斐元也君	会計管理者	本間道子君

総務部長	齋藤英夫君	企画財政部長	齋藤元彦君
市民環境部長	金子優君	産業観光部長	佐々木正雄君
建設部長	田畑孝雄君	総務部長 (総務課長)	本間進治君
企画財政部長 (財政課長)	山本充彦君	市民環境部長 (共生・環境課長)	木下良則君
福祉保健部長 (社会福祉課長)	樋口賢二君	産業観光部長 (農業振興課長)	金子晴夫君
建設部長 (建設課長)	渡邊正人君	教育長	渡邊剛忠君
教育次長	藤井武雄君	消防長	加藤貴一君
総務部長 (行政改革課長)	佐藤金満君	市民環境部長 (市民課長)	佐藤弘之君
市民環境部長 (税務課長)	高津啓介君	市民環境部 (廃棄物対策課長)	長坂和義君
福祉保健部長 (高齢福祉課長)	佐藤一郎君	福祉保健部 (保健医療課長)	曾我久男君
産業観光部長 (農林水産課長)	服部幸一君	産業観光部長 (観光課長)	田川和信君
教育委員会 (教員会課長)	児玉功君		

事務局職員出席者

事務局長	山田富巳夫君	事務局次長	池昌映君
議事調査係	中川雅史君	議事係	谷川直樹君

午前10時00分 開会・開議

○議長（竹内道廣君） おはようございます。ただいまの出席議員数は27名であります。定足数に達しておりますので、平成20年第7回佐渡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

○議長（竹内道廣君） ここで、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） おはようございます。本会議の貴重な時間をいただきまして、おわびと訂正、差しかえをお願いいたしたいと思っております。

平成19年度の歳入歳出決算書における財産に関する調書及び今回提案いたしました補正予算に誤りがありましたので、お手元に配付いたしましたとおり訂正、差しかえをお願いいたしたいと思っております。今後各課における確認体制の強化と財産管理の徹底、予算の適正なる執行に努めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） ただいまの課長の発言に対する質疑はありますか。質疑を許します。

田中文夫君。

○15番（田中文夫君） それではまず、お聞きします。

なぜこのような失態が生じたのか、その理由についてご説明いただきたい。私この間議員になってから3度ほど明確に財産の維持管理についての問題点を指摘してまいりました。合併直後のどさくさで形式的な書類だけの確認だけで財産がきちんと突合されていないのではないかという問題と、指定管理時に貴重な公の施設に附帯する財産をきちんとした形で受け渡しをしているのかどうかといった問題点、それから総務省から平成19年度からの決算については新しい様式できちんとした複式簿記に基づく管理をせよということで、財産についての評価も含めた形のきちんとした管理をするような指示が出ていたはずですよ。そういう中でこのような問題が起きるといふことにすごく疑問を感ずるので、理由をきちんと述べていただきたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。財産管理につきましては総務の所管でありますので、お答えいたします。

今ほどご指摘がありましたように、確かに私どもこのことについては深く反省せねばならぬというふうに思っております。どういうふうにかこの事態が発生したのかということですが、私ども各課のほうからその年の増減について報告いただいておりますが、その分のチェックが完全に行き渡っていなかったということがあります。もう一つには、私ども3年間にわたりまして毎回同じような指摘を受けてまいりまして、それをもう一回総ざらいしようということで、帳票と、それから現物との確認作業を行ってまいりました。その中で判明した部分が特に教育委員会の所管の備品類が多くを占めておったわけですが、記載漏れがあったということでもあります。今ほど財政課長が申し上げましたように、こういったことが今後起こらないように財産の管理システムと、それからチェック体制きちんとしてまいりたいと思っております。

で、よろしくお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

田中文夫君。

○15番（田中文夫君） 本市の19年度の決算について総務省から指示されている基準モデルというのを使うと、個別にきちんと資産評価をして対照しながらやっていくという形の書類ができ上がるわけですが、今回そういった様式を採用してのものかどうかということが1つ。

それから、今の部長の発言ですと、今までいろんな指摘を受けて努力した結果として今回見つかったのだというふうに、多少評価してもいいのかなというふうにも思いながら、しかしつい半年ぐらい前でしょうか、国のほうで各県に裏金づくりの問題で指摘をされたような内容が今次のこういった書類の単なる記載ミスというのではなくて、意図的に組織的にそのような形で消耗品類等のことを含めて、購入もしていないのに、業者に購入したようなリストでお金を云々してというようなことがありましたよね。そういったことの危険性はないのかどうかを重ねて質問します。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） 決算におけるバランスシートの件かと思いますが、今この後総務省モデルにするのか、総務省改定モデルにするのか検討しておりますが、バランスシートにおきましては物品、土地、財産等について評価しなければならないのですが、今の決算の段階ではそういう実質的な評価はしておりません。

裏金ということですが、当市にはございません。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 1点だけ聞いておきますが、教育委員会の財産管理というのが今回だけではなくて前にも問題になっておるわけでございますね。だから、まず19年度決算の関係でございますので、決算委員会にはいつこの誤りを報告しておりますか。その経緯についてお聞きをしたい。1つ。

それから、今教育委員会という言葉が出ておるのですが、ここにちなみに言うと、20年度の一般会計補正予算の正誤表も教育委員会なのです。これは何を意味するかというと、教育委員会の体制に問題があるのではないかというふうに思われるので、その辺のところをどう分析しておるのかお聞きをしたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

藤井教育次長。

○教育次長（藤井武雄君） お答えします。

今ほどの決算の関係ですが、深く反省しております。まことに申しわけございませんでした。

それから、体制の問題でございますけれども、議員ご承知のように、教育委員会両津管内に事務所を構えております。3課体制の中で事務事業を執行しておるわけでございますけれども、それぞれ事務所が点在しているような状況もあって、その辺のところもあるのかなという部分では、さらに組織のコミュニケーションあるいは指示伝達を強化しながら適正な事務執行を進められるように努力したいと思っております。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） 補正予算の間違いですが、これは財政課のミスというふうに考えております。原因は、けた数が10億単位ということで、けた数が非常に大きくて、マイナス、三角の表示をしなければならぬのに、電算のほうでそういう指示ができなかったということで、それを確認できなかったという財政課のミスというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 私の聞いておるのは、ただいま19年度決算審査の途中でございますので、決算審査委員会に対して委員会とどういうやりとりがあってこういうことになったのか、決算委員会に対する報告との絡みを詳細に報告願いたいと、こう言っておるのです。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

この記載漏れ等の関係につきましては、正直申し上げまして決算審査特別委員会からの指摘がございました、教育委員会の関係につきましては、そのたしか時期は11月の初めごろだったというふうに記憶しております。それまでの流れの中では幾つかの、特に船舶の備品の取り扱いについてはこちらのほうで把握をしております、従前申し上げていたところではありますが、大量に教育委員会の記載漏れが判明したのは、決算審査特別委員会の委員長からそういうご指摘がございまして、確認したところ判明したということございまして、大変恥ずかしい思いであります。今後気をつけてまいりたいというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 多分そういうことではないだろうかということで、私は議会との関係で一番大事なところを指摘したのです。こういう問題が出たときにきちっとしなければならないのは、間違いとかそういうものが判明した経緯というのをちゃんと報告するのがこれがルールなのです。そのところが欠落しておったから、私のほうから具体的にお聞きをしたということで、今後こういうことあってもらっては困りますが、こういうことがあったときは必ずどこで間違いが発見されたのか、どういう経緯を経てこれを直したのかということをごきちっと報告するようにしていただきたい。

以上で私の質疑を終わります。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（竹内道廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、佐渡市議会会議規則第80条の規定により、15番、田中文夫君及び16番、金子健治君を指名をいたします。

---

## 日程第2 会期の決定

○議長（竹内道廣君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期及び日程について、議会運営委員長の報告を求めます。

金光議会運営委員長。

〔議会運営委員長 金光英晴君登壇〕

○議会運営委員長（金光英晴君） おはようございます。今12月定例会の会期日程についてご報告いたします。

去る12月2日に議会運営委員会を開催し、12月定例会の会期日程について協議いたしました。その結果についてご報告いたします。

会期につきましては、本日12月4日から12月25日までの22日間といたします。日程につきましては、お手元に配付の12月定例市議会会期日程をごらんください。

本日12月4日、本会議。この後議案の上程、提案理由の説明、議案質疑、議案等の委員会付託を行い、本会議終了後、議会報編集特別委員会を第3委員会室で、各派代表者会議を第2委員会室で開催いたします。

あす5日金曜日は、特別委員会であります。

来週8日月曜日から12日金曜日午前中までが一般質問となります。質問者は17名であります。

委員会審査は、12日の午後から19日金曜日までといたします。

22日月曜日は、各派代表者会議と特別委員長報告の配付となります。

24日水曜日は、議員全員協議会と、午後3時を目途に常任委員長報告書の配付といたします。

そして、翌25日木曜日が最終日となります。なお、最終日の本会議は午後1時30分の開会といたします。

以上であります。

○議長（竹内道廣君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり今期定例会の会期は、本日から12月25日までの22日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は22日間と決定いたしました。

---

## 日程第3 諸般の報告

○議長（竹内道廣君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略をいたします。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（竹内道廣君） 日程第4、行政報告並びにその他の報告事項について一括して市長から報告を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） おはようございます。それでは、平成20年第7回市議会定例会に当たりまして、平成20年第5回市議会定例会以降の行政経過についてご報告申し上げます。

初めに、新潟大学との包括連携協定の締結についてご報告申し上げます。去る11月13日、包括的な連携のもと相互に協力し、自然、環境、医療、地域振興、教育、研究など地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的として新潟大学との包括的連携協定の締結を行いました。新潟大学とはこれまでの臨海実験所や演習林の研究施設を通じて、また各種委員、講師の委嘱等の人材交流が行われてまいりましたが、この協定により窓口の明確化が図られるとともに、代表者による協定機関が設置され、円滑に連携事業の企画立案、進行管理等を行うことができるようになります。これまでの交流、協力関係が一層親密になり、自然環境等の保全、金銀山世界遺産登録、新エネルギー導入促進、杉の自然保護等の地域振興、地域医療等々の課題解決や新たな事業の取り組みにつなげたいと考えておるところでございます。

次に、米の戦略的販売促進事業についてご報告申し上げます。農家や佐渡、羽茂の両農業協同組合並びに関係機関との連携のもとに朱鷺と暮らす郷づくり認証制度を立ち上げ、トキの放鳥を契機に認証米を先頭に佐渡米の全国に宣伝、早期完売を目指し鋭意取り組みを進めてまいりました。平成20年度産米につきましては、取り組み面積427.6ヘクタール、255戸の農家により生産された約1,500トンの認証米がトキの放鳥が行われた9月25日以降、全国に向けて売り出されたところでございます。大手量販店の参入と協力、そしてマスコミ等においても大いに話題を提供いただき、現在認証米そのものについてはほぼ完売、その他の佐渡米についても米卸売業者等の皆様より多くの熱い視線、注目をいただいている状態で、佐渡米全量早期完売の確かな手ごたえを感じているところでございます。

それから、その他の報告事項でございますが、報告第20号の専決処分報告につきましては、議会の委任事項でもあります損害賠償を専決いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

以上で行政報告並びにその他の報告事件について説明を終わります。

○議長（竹内道廣君） ただいまの市長の報告のうち、報告第20号に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

---

#### 日程第5 議案第143号から議案第191号

○議長（竹内道廣君） 日程第5、議案第143号から議案第191号までを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、お許しを得まして、議案第143号から191号まで続けてご提案申し上げます。

議案第143号 佐渡市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、支所と出張所の配置を明確にし、スリムで効率的な行政運営を推進するため、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第144号 佐渡市市政事務嘱託員等設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、市政事務嘱託員等として委嘱している市政事務嘱託員衛生班長について、衛生班長業務の見直しに伴い、その業務の一部を市政事務嘱託員に一元化するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第145号 佐渡市松ヶ崎財産区管理会条例を廃止する条例の制定について。本案は、佐渡市松ヶ崎財産区の運営に住民の意思を反映させることを目的として設置しておりました佐渡市松ヶ崎財産区管理会について、近年植林や間伐等の重要な管理行為もないことから、管理会条例を廃止し、管理会制を解消するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第146号 佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成19年度でその事業に係る市債償還が終了し、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がなくなった佐渡市宅地造成特別会計を財産区制度の見直しにより、地元との協議、調整が整い、財産区の解散または管理会制等の廃止が行われる松ヶ崎、目黒町、寺田、畠田及び長谷の各財産区の特別会計をそれぞれ廃止するものであります。また、ケーブルテレビ施設の効率的な管理運営の観点から、佐渡市ケーブルテレビ特別会計を、介護老人保健施設すこやか両津について病院事業会計と会計を分離し、佐渡市すこやか両津特別会計を新たに設置するため、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第147号 佐渡市ポイ捨て等の防止に関する条例の制定について。本案は、市民及び事業者等に対し一定の責務を負わせることにより、ポイ捨てによるたばこの吸い殻や空き缶等の散乱、飼い犬のふん害を防止するもので、地域の環境美化と快適な生活環境の保全を図り、清潔で美しい島づくりの実現を目指すものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第148号 佐渡市レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例の制定について。本案は、昨年4月から取り組んでいるレジ袋ゼロ運動を推進するため、レジ袋の有料化等の制度化を図り、市民及び事業者に対してマイバッグの普及を促進するもので、ごみの減量と二酸化炭素の削減等環境に優しい島づくりを実現するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第149号 佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成20年度地方税制改正に基づき、個人市民税の寄附金税額控除に係る対象寄附金の指定及び公益法人制度改革に伴う法人市民税の減免規定の整備を行いたく、佐渡市税条例等の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第150号 佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成21年1月1日から出産時脳性麻痺になった小児に3,000万円を支払う産科医療補償制度が開始され、医療機関が保

険料として3万円を支払うことで出産費の上昇となることから、本市の出産育児一時金の支給を現行の35万円から38万円に引き上げるため、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第151号 佐渡市在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、要援護高齢者等及びその家族等の福祉の向上を図ることを目的に設置された在宅介護支援センターの業務について、地域包括センターの体制を充実させ、その業務を行うことから、両津在宅介護支援センターかんぞう、金井在宅介護支援センター、新穂在宅介護支援センター及び松ヶ崎在宅支援センターを廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第152号 佐渡市敬老年金支給条例を廃止する条例の制定について。本案は、高齢者の長寿を祝福し、敬老の意を表するため実施している敬老祝金の支給について、事業内容の見直しによりこれを廃止するため、本条例を廃止するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第153号から議案第158号までは、関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第153号 佐渡市病院事業の設置等に関する条例の制定について、議案第154号 佐渡市病院事業の使用料及び手数料条例の制定について、議案第155号 佐渡市病院事業管理者の給与等に関する条例の制定について、議案第156号 佐渡市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、議案第157号 佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第158号 佐渡市病院事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、以上6議案は、本市病院事業組織のうち両津病院及び相川病院については、現行の一般行政組織と切り離して独立した経営組織とし、企業として必要な経済性と機動性を十分に発揮させるために、地方公営企業法の一部適用事業から全部適用事業へ移行させ、またすこやか両津を現行の病院事業会計から独立した特別会計へ移行させることに伴い、関係する条例の制定及び改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第159号 佐渡市静山の里条例を廃止する条例の制定について。本案は、静山の里について平成元年に静山小学校が閉校になった後の有効活用対策のため、平成4年度から体験交流施設として利用してまいりましたが、施設の老朽化が進んだことと類似する体験交流施設もあることから、当該施設を廃止するため、本条例を廃止するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第160号 佐渡市火葬場条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、火葬に際して使用する霊柩輸送及び遺族の送迎について、市の直営としている事業を廃止し、民間による運営へ移行したいため、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第161号 佐渡市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、公共施設の管理運営の見直しにより、両津デイサービスセンターかんぞう、金井デイサービスセンターしゃくなげの里、新穂デイサービスセンター及び松ヶ崎デイサービスセンターまつさきの里の4施設を廃止し、民間譲渡するため、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第162号 佐渡市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて。本案は、公共施設の管理運営の見直しにより、羽茂老人福祉センターおもとを廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第163号 佐渡市営畑野駐車場条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、公共施設の管理運営の見直しにより、市営畑野駐車場のうち何代駐車場を廃止し、当該土地を地権者に返還するため、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第164号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成22年4月から西三川小学校及び西三川小学校笹川分校を真野小学校へ、小村小学校及び大滝小学校を羽茂小学校へそれぞれ統合するため、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第165号から議案第181号については、同趣旨の内容でありますので、一括してご説明させていただきます。議案第165号 公の施設に係る指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場）、議案第166号 公の施設に係る指定管理者の指定について（日本アマチュア秀作美術館）、議案第167号 公の施設に係る指定管理者の指定について（総合福祉センターしゃくなげ、両津デイサービスセンターしゃくなげ）、議案第168号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津デイサービスセンターたんぼぼ）、議案第169号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津デイサービスセンターいわゆり）、議案第170号 公の施設に係る指定管理者の指定について（畑野デイサービスセンターやわらぎの里、畑野高齢者生活福祉センターやわらぎの里）、議案第171号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木デイサービスセンターつくし、小木短期入所施設つくし）、議案第172号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊デイサービスセンターやすらぎ）、議案第173号 公の施設に係る指定管理者の指定について（真野農林漁業体験実習館潮津の里）、議案第174号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木特産品開発センター）、議案第175号 公の施設に係る指定管理者の指定について（羽茂温泉保養館クアテルメ佐渡、高齢者生産活動施設羽茂だんらの家、羽茂ふるさと資源活用施設ポアール妹背、羽茂森林総合利用休養館ウッドパレス妹背）、議案第176号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）、議案第177号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊自然休養村管理センター）、議案第178号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ドンデン山荘）、議案第179号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐和田森林公園オートパークさわた）、議案第180号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木ダイビングセンター）、議案第181号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊ふるさと会館）。議案第165号から議案第181号までは、公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、選定した団体及び申請のあった団体を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第182号 団体営土地改良事業（維持管理事業）の施行について（小倉地区）。本案は、国営佐渡土地改良事業により造成された小倉ダム維持管理について、佐渡市が事業主体となり平成21年度から実施したいので、新潟県知事に協議し、同意を得るため、土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第183号 財産の無償譲渡について（両津デイサービスセンターかんぞう、両津在宅介護支援セン

ターかんぞう、金井デイサービスセンターしゃくなげの里、金井在宅介護支援センター、新穂デイサービスセンター、松ヶ崎デイサービスセンターまつさきの里、松ヶ崎在宅介護支援センター)。本案は、公共施設の管理運営の見直しにより、両津デイサービスセンターかんぞう、両津在宅介護支援センターかんぞう、金井デイサービスセンターしゃくなげの里、金井在宅介護支援センター、新穂デイサービスセンター、松ヶ崎デイサービスセンターまつさきの里及び松ヶ崎在宅介護支援センターを社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会へ無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第184号 平成20年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について。本予算案は、既定歳入歳出予算にそれぞれ2億1,758万5,000円を追加し、予算総額を456億5,186万4,000円とするものであります。主な補正内容は、新穂小学校体育館改築事業や真野小学校校舎改築事業などの年割額の変更に伴う継続費の補正、歳入では地方交付税及び国庫支出金などの増額計上と市債などの減額計上、歳出では2月24日の冬季風浪被害に係る災害復旧経費のほか、公共施設整理のための解体、撤去等の経費や土地開発基金における保有物件の買い戻しのための経費などを予算計上するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第185号 平成20年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,526万6,000円を追加し、予算の総額を72億1,478万5,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入で国庫補助金、療養給付費及び一般会計繰入金を増額し、歳出では保険給付費における退職被保険者等療養給付費及び高額療養費、出産育児一時金と保健事業費諸支出金のうち国庫支出金返還金をそれぞれ増額補正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第186号 平成20年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ95万7,000円を追加し、予算の総額8億1,640万6,000円とするものであります。補正内容は、歳入で一般会計繰入金、諸収入を増額するもので、歳出では機械器具購入費、徴収費を増額補正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第187号 平成20年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億1,885万円を追加し、予算総額を62億2,043万円とするものであります。主な補正内容は、歳入では国、県支出金、支払基金交付金及び一般会計繰入金等を増額するもので、歳出では介護給付費の増加から保険給付費を増額補正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第188号 平成20年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ66万円を追加し、予算総額を49億1,457万8,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では繰越金、工事負担金の増額及び消費税還付金を減額するもので、歳出では下水道管理費の増額及び汚水管渠工事の増額に伴う下水道建設費に係る節間の組み替え、接続に伴う排水設備整備助成金を増額するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第189号 平成20年度佐渡市土地取得特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,181万3,000円を追加し、予算総額を1,907万5,000円とするものであります。補正内容は、鷺崎地区両津デイサービスセンターかんぞう建設用地造成のための財源として借り入れた地方

債について、施設の民間譲渡に伴い繰上償還する必要が生じたので、所要額を予算計上するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第190号 平成20年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について。本予算案は、収益的収支において収入を1,400万1,000円の増加、支出を602万6,000円の減額、また資本的収支において収入を9,983万3,000円の増加、支出を1,469万円の増額するものであります。補正内容は、企業債借りかえ等に伴う所要額の補正であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第191号 平成20年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について。本予算案は、資本的収入及び支出について、支出の既決予定額に1,000万円増額し、支出総額を18億4,129万円とするものであります。補正内容は、両津地区の河川横過管推進工事及び水管橋仮設工事に伴う負担金を1,000万円増額するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第143号 佐渡市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。  
金田淳一君。

○5番（金田淳一君） 支所の職員については、毎年縮小されてきました。今回条例変えということで来ましたが、まず最初にお聞きしたいのは、支所が今度3つということで明確にされました。出張所が6カ所ということに、行政サービスセンターですね、それが6カ所ということになりましたが、支所の仕事の部分、それから出張所の仕事の部分がどういふふうに分け、明確化されるのかをまずお聞きします。

それから、説明資料集の中で現在ある出張所4カ所が削るということになっておりますが、従来ある出張所の仕事というのは今後どういふふうな形になっていくのかということをお尋ねいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

出張所、支所の業務の内容であります。支所につきましては従前どおりそれぞれ建設部門等につきましても支所のほうでやっていただきますが、行政サービスセンターにつきましては窓口の特化した業務、取り次ぎあるいは窓口での届け出、相談、そういったものについての業務に特化をしていきたいというふうを考えております。また、従前の出張所については連絡所という形の中で業務は従前どおり進めていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 金田淳一君。

○5番（金田淳一君） 今回新たに羽茂支所が所管区域として合併前の小木町、羽茂町及び赤泊村の区域というふうに分けられました。羽茂支所と行政サービスセンターの小木、赤泊というところがありますが、その関係はどういふふうな形になりますか。具体的にお知らせください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

羽茂支所につきましては、議員のご指摘のとおり旧赤泊村、それから旧小木町を管内として全般的な業務を羽茂支所で担っていただきますが、行政サービスセンターが持つこととなります業務内容、先ほど申し上げました窓口特化等については、それぞれの行政サービスセンターに担っていただくということで、それは本庁のほうから直轄という形で対応していきたいというふうに今考えております。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 金田淳一君。

○5番（金田淳一君） 現在出張所が連絡所ということで説明がありましたが、これは名前が変わっただけと理解していいですか。業務的なものは、今後連絡所だから、将来廃止とか、そういうふうなことは念頭にあるのかどうかを、最後ですが、お尋ねいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

今現在そういうことは考えておりません。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） ちょっと基本的なことを聞きたいのです。支所及び出張所設置条例の一部改正ですから、当然のこととして細則でその業務の内容を明示しなければならぬわけですか。それはいつ出されるのですか。本来なら同時にこれは出てこなければならぬ。だから、わけのわからぬ質問をせねばならぬようなことになる。こんなものは一ター一つづつ聞くべき性質のものではなくて、存続する支所の業務内容、それから俗に言う出張所と言われるサービスセンター、それぞれの内容を明示しなければならぬ。それは一体何によって明示するのかお答え願いたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

加賀議員ご指摘のとおり、あわせてその規則等についても一部改正提出をすればよかったところですが、この内容につきましては、この後の委員会等の中で規則一部改正の内容を資料提出をしていきたいというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 毎回この種のものだと私がこういう指摘をして初めて出てくるというのです。もう間もなくあすから委員会審査が始まるわけです。当然そういうものはできていなければならない。そうしないと、例えばそれぞれの出張所の窓口業務と配置人数は何人か、こんなこと聞くわけです。聞かなければならぬわけですか。そんな無駄なことはないので、もう一回念を押します。私は聞かないでおくから、これは委員会までに俗に言う規則に類するもの、出張所、それから支所の業務内容明示した資料を出すというのですね。それだけちゃんとお答えください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

出します。

○議長（竹内道廣君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 今の関連の質疑です。先輩議員が今質疑したので、あれかなと思ったのだけれども、委員会などで出す、これ約束したわけですが、あわせて私は重ねて言うと、せっかく議案の資料集ってあるわけですよね。そこへ挟み込む方法もあるのではないかというふうに1つ私も今感じました。その点また一回聞かせてほしいのと、あと2点目は、やはり前段議員が質疑ありましたけれども、看板だけかえてもしょうがないわけです。中身改善してほしいという。例えば今出張所を連絡所にする方向だと。出張所ということが連絡所。連絡所というと特に遠隔地の市民に対しては一番身近な出先機関であります。中身を聞いてみますと、時計が故障したと、例えば。これ1カ月ぐらいかかって時計が正常に戻るという状況であります。こういったこともぜひ権限ですか、あるいは修繕費をこういうことを持たせるような、改善するような内容を求めますけれども、そういう内容になっているのかどうか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

先ほど一部改正の規則改正等についての資料については委員会を出すというふうに申し上げましたが、関連するところもございますので、各委員会に資料を出すように手配したいと思います。

それから、第2点目であります。修繕等についての対応が遅いというふうに言われておる趣旨かと思いますが、それについては何ら変わることなくこの後も住民要望、そういったことについては心がけてまいりたいというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 資料がこの後出てくるということなので、そのときまたお聞きをしますが、基本的なことだけお伺いをしたいと思います。

1つは、例えばセンター化になるところと連絡所になるところ、今までよりも便利になるのか悪くなるのか。それと、もう一つは私は多分人数減ると思うのです。人数減った部分は本庁に上がっていくのだろうと思うのですが、そういったところの関係はどのようになっているのか、基本的なことをお尋ねしたいと思いますし、もう一つは行政センター、窓口業務に特化するというお話ですが、例えば収納事務、税の収納とかそういったものも行うのか、この点もお尋ねしておきます。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

便利になるのか不便になるのかということですが、不便にならないように努力していきたいというふうに思いますし、今収納事務はどうするかということですが、今内部詰めておりまして、そのことについてはまた後ほどお答えをしたいというふうに……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○総務部長（齋藤英夫君） 今ですか。今ちょっと待ってください。では、税務課長のほうからお答えをしていただきます。

〔「人数」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（齋藤英夫君） 人数につきましては、当然縮小、私どもとしては職員数の減少ということ、削減というか、そういったことは念頭に置いておりますので、人数は縮減をしていくということであり、ただ、それをもって本庁のほうに集約するののかということではありますが、それはございません。本庁についても職員数については順次縮減の方向で検討しているところであります。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 補足答弁を許します。

高津税務課長。

○税務課長（高津啓介君） お答えいたします。

税務のほうの徴収のほうは、本庁のほうで一括して行う予定です。窓口のほうの納付受け付けのほうは、今までどおり行う形になっております。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 不便にならないようにするということなのですが、地域の方々の意見とかは一定程度聞いて反映されているのだろうと思うのですが、その辺がどうなっているのかお尋ねをしたいと思いますし、もう一つは先ほどのお話ですと支所の人数減るのだけれども、本庁も減るし、ではみんな首切ることですか。具体的にはどういうことですか。つまり今でも人数多いと言われているわけですから、支所の規模を縮小すれば、首を切らない以上その人数はどこかに行かざるを得ないと思うのです。この間いろんな議論もありますが、そういった人数というか、支所から出た部分の人数はもっと例えば産業振興の特別プロジェクトチームをつくって地域振興に充てるとか、そういった基本的な考えが私あるのだろうと思うのですが、その辺具体的にお尋ねしたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

削減された職員の対応ということでございますが、私ども首を切ると、そういったことではございません。勸奨退職、それから定年等で職員数は縮減していきます。そして、本庁でも少なくするということがあります、私どもとしては従前の定例的な業務については縮小していく、そして新たな産業づくりあるいは施策展開等についてはそちらのほうに職員を回せるような仕組みをつくっていきたいというふうになら考えているところであります。よろしく申し上げます。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） では、もう一点だけお尋ねをしておきます。

センター化と出張所を連絡所にするということで、どうも縮小方向だろうと思うのですが、例えば窓口の証明等の発行業務でいいますと、例えば佐和田の支所は両津に次いで多いのかな。

〔「16%」と呼ぶ者あり〕

○2番（中川直美君） 多いわけです。例えば税の収納業務を見てもわかるのですが、佐和田というところは事業所等があるから、足を運びやすいという傾向があるので、そうすると私はこの佐和田の支所の扱いというのは税の収納やいろんな面、住民の利便性から見ると縮小がいいのかどうなのかというのは私非常

に疑問の残るところだと思うのですが、その辺はどのように考えていますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

当然それぞれの今現在の支所によっては窓口での取り扱い件数が違うわけでありますので、それらの取り扱い件数、それから窓口での業務内容等勘案しながら人員配置はこの後決めていきたいというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） これは、9月議会の行革委員会の中間報告を踏まえて努力した跡だろうと思います。

ただ、このときに2つだけお聞きいたしますが、出張所、サービスセンターの場所が従前どおりだというのですが、そのときに借地をできるだけ返すということが念頭になかったのかどうか、これも単純にサービスセンターに衣がえするというのではなくて、そのことも1つ重要な案件だったと思います。

それと、もう一つは教育委員会の各旧町村にある学校教育課の事務所、それから社会教育課の事務所、果たしてそれが学校統合するときに各町村に従前どおり必要なかどうなのか、このことについて検討しなかったかどうか、この2点について教えてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

まず、第1点目の借地の関係であります。今9カ所の支所については借地が大部分を占めているところも結構ございます。それについてご指摘があったわけでありますが、私どもそのことについても並行しながら、スリム化とあわせてそういった部分についても地元のほうと今協議をしておる最中でありますので、もう少しお時間をちょうだいしたいというふうに思います。

それから、もう一つの教育事務所の関係であります。これはこの支所、出張所とは直接関係はないわけでありますが、これについても業務の見直しをしながらスリム化に向けた取り組みを今進めておるところでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第143号についての質疑を終結いたします。

議案第144号 佐渡市市政事務嘱託員等設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） この条例で来年度から衛生班長をなくするということになってはいますが、衛生班長をなくして嘱託の仕事はどうなるのかということと、現在衛生班長手当と嘱託手当というのが各自治会に入っているのですけれども、その報酬とかはどうなるのか教えてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

本間総務課長。

○総務課長（本間進治君） お答えします。

まず、嘱託員制度につきましては来年の2月1日から衛生班長の部分の委嘱を取りやめると、そういう形で現在動いております。そして、現在衛生班長が担当している部分につきましてはでございますが、3つございまして、1点目は地区の美化活動、これは市政事務嘱託員にあわせて追加してお願いすると、そういう形で進んでおります。それから、2点目は衛生害虫の駆除、このことにつきましては希望する集落と個別の委託契約を結びまして実施していきたいと、そのように考えております。それから、もう一点は集積場の管理でございますが、この件につきましては設置者の集落等にお願いすると、そういう形で考えております。

それから、嘱託員の主な業務といたしまして文書等の配付でございますが、現在月3回実施しております。それを2回に縮減させていただきます。そのことから現在委託費として1世帯当たり2,000円単価で支払っている分を1,700円に衛生班長の分とあわせて縮減させていただくと、そういう形で進んでおります。これは21年1月から実施ということです。よろしく申し上げます。

○議長（竹内道廣君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） このことも先ほど加賀議員とどなたか言っていたように、ここの議案の説明の中に書いておいてもらわないとわからないですよ。現在役場、今度小木地域も例えばサービスセンターになって多分何人か人間が減ると。合併してからどんどん減ってきて、嘱託員の仕事、衛生班長の仕事というのはふえているのです。例えば運動会にしても、それから祭りにしても今までは行政の職員がたくさん出てやっていたのが、そういうところも全部町内から人間を出すような形になってきています。実際ごみの収集回数は減らないし、ごみを収集した後の掃除とかそういうものも含めて衛生班長の仕事もあるし、町内はやっぱりそういう面で町内の人たちが出ていくと、何かの費用弁償をしなければいかぬということで報酬を補充しているわけです。今現在でも多分どこの地区でも行政側から来る衛生班長手当、嘱託手当のほかに幾らか、かなりプラスして出しているところもあると思うのです。そうすると、実質各自治区は自分のところの予算は厳しくなる、仕事はかなり煩雑になる。これは、民でやれることは民でやれということで、ある程度は当然かとは思いますが、もう少しその辺もはっきりわかるように各市町村の自治区にわかるような説明をこれからしてほしいと思います。そうしないとなかなかまちも汚くなったりすることもあるかと思しますので、よろしく申し上げます。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 衛生班長を削るということで、今内容は俗に言う防除の関係ですよ。防除をやりたいという集落については改めてそれと契約するみたいな話になっておるわけですが、これは集落の衛生にかかわることございまして、とりわけ高齢化、過疎化しておるところで、これは集落がやっておるから、衛生班長手当というのをもらってやっておるから、これが渋々でもやっておるところあるのです。だから、そういう実情をよく踏まえて、一番最初に削ってはならない部分、何でもかんでも切ればいいというものではない。

それと、もう一つは薬剤の購入という関係があるのです。噴霧する薬剤の購入というのが形の上ではそれぞれの集落がその薬品を買い取ると思いますか、そういう形になっておるのだと思うのですが、もちろ

んその費用が恐らくこの事業の中に含まれておるのだろう。何よりもかによりもこういう一番最初に切つてはならないものを切るというこの思想がよくないと私は思っておるのですが、内部でちょっとはそのぐらいの良識派の意見というのはなかったものですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

木下環境課長。

○トキ共生・環境課長（木下良則君） お答えを申し上げます。

内部でもいろいろと検討させていただきました。それで、薬剤の購入につきましては今までどおり市のほうでお配りをしたいという考え方でございますし、防除につきましても、今までもそうなのですが、集落から希望をとって、そして防除を実施したいということで、ただ平均的な回数で今のところ5回程度を上限として実施をしたいというようなことで検討しておるところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 全く削る必要もないし、削らないということではないですか、今言っておる答弁は。そうでしょう。つまりこれは衛生班長の手当を削るということに主眼を置いているのであって、衛生事業というものを削るわけではないではないですか。薬剤は今までどおりに供給をすると。一体そうすると衛生班長を削るということの目的は何なのか。そこで、その目的というのはお金を削ることが多分目的ではないだろうかと思うのです。そうすると、衛生班長手当というものは今どういうふうになっておるのか。これをやめることによってどういう形になるのか。それから、町部というか、例えば中心部というか、ここはやる人がおらぬから、これは直接市のほうで委託、委嘱をして、その人たちが境を越えて防除をやっておるわけです。例えば私なら城腰という集落ですが、これは城腰という集落でやっておるのです。ところが、町行くと何の町、何の町とつながっておるわけですから、そういうところは委嘱された人がざっとやる、こうなっておるわけです。だから、衛生班長というのとこれとの関係はどうなるのか。

それから、改めて衛生班長を削って、では今度はその辺の集落がどうするのか、これもさっき村川君が言っておりましたけれども、こういうことをやるなら細目がわかるようにしなければ。先ほど中村君はどこかに挟めればいいと。挟めればいいのではないのです、これは。資料編に挟めるという問題ではない、これは。ちゃんとそれをわかるように細目において明らかにしなければならぬわけでしょう。その作業はどうするの。事業はやるというのだから、事業はやるが、衛生班長を削るというのだから、その関係はどうするのだということです。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

木下環境課長。

○トキ共生・環境課長（木下良則君） お答えを申し上げます。

この経緯に至ったことにつきましては、集落で嘱託員、それから防除班長手当、防除班長、衛生班長さんが同一の方が非常に多いというようなことで今まで、先ほど総務課長が説明しましたけれども、環境美化、ごみ箱の整理などは統合して嘱託員の方からやっていただきたいということでございます。手当のほうにつきましては、今まで委嘱を衛生班長さんに申し上げていたわけですが、今度防除関係につきましては希望を集落からとりまして、とった中で1世帯当たり今のところ150円程度をお支払いをしたいという

ようなことをございます。したがいまして、今まで衛生班長手当として報酬額6,500円程度お支払いをしていたのですが、それを1軒当たり150円にするというような方法に変更させていただきたいということをございます。

〔「そうするとどうなるんだ。またおれが立って聞かんならんことになる」と

呼ぶ者あり〕

○トキ共生・環境課長（木下良則君） そうしますと、6,500の分が減ってきますので、400万ぐらい手当のほうが減額になるということをございます。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 市長、もっとスマートにやりましょう。どうせ金出すのだから、例えば衛生班長手当というのは、個々の集落がやっておる場合はそれは嘱託員手当に統合するのだとか、もうちょっと歯切れのいい話、集落に聞いてやると言ったら150円程度やる、ちょっとわけのわからぬことを言っておるのです。衛生事業やるのかやらぬのか、それはやるという。それは希望をとってやると。希望するところについては150円程度のものをやると、こう言っているのです。もう少しそのところをわかりやすくしてもらわぬと、これが割と住民というのは難しい財政のことなんか言ったって反応しませんけれども、こういうことになると身近なことなものであるから、すぐ反応するのです。金あって仕事してもらおうということについては何ら変わらぬというなら、例えば衛生班長手当、それから嘱託員手当とっておったものを、それを統合して差し上げるのだとか、もうちょっと市民が聞いても納得できるような、すつんと納得できるという、理解できるという形に私はすべきではないかと思うのです。これから委員会審査でもっと詰めねばならぬことだろうと思うから、これ以上の答弁は求めませんが、もう少しこういう身近なことはスマートにやったほうがいいよ。それだけ申し上げておきます。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

本間総務課長。

○総務課長（本間進治君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、現在の衛生班長の業務は3つございまして、そのうちの1つが嘱託員の業務と一緒に。それは、地区の美化活動でございます。現在の嘱託員の報酬は、文書配付3回ございまして、それで1世帯当たり2,000円をお支払いしてございます。それが2回になるということで、単純に計算いたしますと1,400円になります。それから、先ほどの衛生班長の美化の部分を嘱託員のほうにお願いするというので100円プラスして1,500円、それから業務全般に対しての調整で200円プラスいたしまして、1世帯当たり1,700円の単価でお願いしたいと、そういうことをございます。

○議長（竹内道廣君） 佐藤孝君。

○18番（佐藤 孝君） 総務課長が話したのよくわからぬのですけれども、今まで嘱託員に1戸に対して2,000円という計算なのでしょう。それを1,700円にするということでしょう。衛生班長に出していた報酬、この分がそっくりなくなって、そして仕事ははっきり言って衛生班長の分が嘱託に行くわけです。1つと課長言いましたけれども、1つではないです。2つです。2つ行くはずなのです。それは美化と、それと瓶、缶出すときにきちっとその辺の管理をしなければならぬのが、これが今までよその地区、全部がそうかどうかかわからないのですけれども、小木地区は全部衛生班長がやっていたので、それをなぜ減らすの

ですか。仕事の量がふえて1戸当たりの嘱託の報酬の計算式が2,000円から1,700円に何で減らすのですか。そうすると、今までですと、さっき村川議員も言いましたように、市から出てくる報酬プラス町内や部落からも出しているのです、かなりの金額を。その負担が物すごくふえてくるということになると、町内も町内会費がなくなってくるという形になるのです。その辺どういうふうを考えているの、市は。何でもかんでも減らせばいいというものでは、前私も話したけれども、補助金も減らせばいいというものではない、出さなければならぬところは出さなければならぬと言ったけれども、その辺もうちょっときちんとわかりやすいように説明してください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

この衛生班長を外すという中には、我々としては業務の改善、合理化を図っていきたいということで、その業務は嘱託員さんに担っていただくということであります。2,000円が1,700円になったと、金額が下がるような感じがしますが、先ほど総務課長も話をしましたが、私どもとしては嘱託員さんの業務を軽くしてあげよう。私どもの業務改善もあるわけでありまして、月3回の嘱託員文書配付を2回にしようということでそれが下がっている。その部分に衛生班長さんの仕事が加味されてくるので、全体としてはそこに300円追加されて1,700円になるということでありまして、私どもとしては業務の改善、合理化を図ったということでありまして、このことについてはこの後も嘱託員会議等を通じてご理解をいただくように、これまでも進めておるわけでありまして、さらに説明していきたいというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 佐藤孝君。

○18番（佐藤 孝君） 総務部長言っておることわかるのですがけれども、嘱託の月3回を2回に減らすと、衛生班長の仕事はその分来るとということで、衛生班長の仕事というのはそんな、見た目簡単なように見えるかしれませんけれども、大変なのです、実際の話。そこを嘱託員にやってもらう。それで、今嘱託員のなり手というのはなかなかいないのです。それこそお年寄りのひとり暮らしの方が順番でなってみたり、大変な業務なので、そこで何で地域に迷惑かかるような算定の仕方するの。2,000円を1,700円に変えるというのは。こんなもの見直すべきです。どうですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

この関係については、各地区によってばらつきがございました。衛生班長さんに対する取り組みという部分が各地区によってばらつきがございまして、そのあたりを調整をしようということで、ことしの春から各地区に入りまして事前周知等をしてきたわけでありまして。この後もこの内容が審議いただきましてよしということになれば、さらに市民の方々にこの部分についての我々の考え方をお示していきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 1点だけお尋ねをしておきたいと思えます。

市のほうは、衛生班長というものをどのようにとらえているのか。地域とのギャップは私かなりあるよ

うな気がするのです。今回の上程の議案の中にもありますが、ポイ捨て条例だとかレジ袋の問題、環境だ、エコだ、そういうことをいっぱい言っているわけです。地域ではそういった取り組みになっているのです。ですから、そういう意味でいうと、先ほど改善と合理化だというお話ですが、本来高野市長の環境だ、エコだという流れでいけば、こういったところは充実をして、またポイ捨て、レジ袋もありますから、市民から大いに理解を得るという意味でも私はそういった位置づけの衛生班長の役割が必要だと思っているのですが、皆さん方はどう考えているのか、そもそも論をお尋ねしたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） お答えします。

今ほど中川議員が言われましたように、今回環境に美しい島づくりの条例も上がっております。もちろん衛生班長にもお願いするわけでございますけれども、そういったことについては個々市民がそれに取り組んでいくということをお願いしたいということでございますので、私どもは市からお願いする分を衛生班長にお願いしたいということでございますので、個々のたくさんふえる分についてはぜひ市民からご協力いただきたいということで今回考えております。よろしく申し上げます。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 部長が出てきたので、お尋ねしますが、ごみの収集方法が変わりますよね。変わって、中身見たら例えば油がついているようなものは紙できれいにふき取ってみたいのがあって、主婦の方にいろいろ聞いたら、こういった分別をするのはいいことなのだが、このふき取ってみたいのはやっぱり地域のお年寄りのいる中では非常に難しいのではないかと。ですから、ある地区に聞きましたら、やっぱりそういう衛生班長みたいなものの業務そのものは本当に大変になってくる。その辺どう考えていますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） ごみの分別についてのお問い合わせでございますけれども、おっしゃるとおりなかなか一気にというわけにはいきませんが、そういうふうに心がけをしてほしいということで、必ず全部ふいて燃えないごみに分けるということではございませんので、できるだけ協力いただきたいと、それが一気にではなくてだんだん普及していただきたいということでございますので、あすからすぐそういうふうには徹底しろということではございませんので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 今の件ですけれども、説明が下手くそなのです。もっと具体的に、すべて佐渡市になったのだから、統一した形でやっていただきたいというのが1点と、具体的には今金子部長が言ったのをもうちょっと具体的に言えば、両津の場合こうしているのです。ごみ箱は地域の人が帳面持って当番で交代で掃除をする、側溝は地域の人が日を決めて出て側溝掃除をする、こうしてやっぱり地域の人がやらなければ佐渡市はもたないのだということをきっちり説明して、合併したらそうしなければだめだということ言わないから、何言っているのか私が聞いておってもわからない。もうちょっと金子部長が言ったのを具体的にどうしたいのかということをはっきりまず言って、それからそれがどういうふうになるのかと

いう説明がないとわからない。もう一回説明し直してくれる。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） おっしゃるとおりでございます。今衛生班長の仕事に関して話しているものですから、衛生班長が仕事がふえるということではなくて、市民がそれぞれ協力し合っただけということをしてほしいと、それを佐渡市一つになったということで、皆さん全島一つになってそういうことをお願いしたいということで、衛生班長の仕事の業務なものですから、それは衛生班長の業務の範囲ではなくて市民からご協力いただきたいというふうに説明申し上げました。

○議長（竹内道廣君） 小田純一君。

○8番（小田純一君） 発言は控えようと思っていたのですが、基本的には例えばそれが自治会といおうと自治区といおうと、それぞれの地域で衛生班長手当が出る、あるいは嘱託員手当が出る、それぞれの地域の自治をやるために、それぞれの自治会なり自治区なりが今言ったようなことは全部やっているわけです。しかし、そういう意味でだから衛生班長手当という名目が出るか、あるいは嘱託員手当ということになるか別にしても、地域自治区がきちっとしているところあるいは地域で自治をやっているところは、みんなその中でいわば市の補助金というような感じでそれぞれの財政を持ってそうやっているわけです。今出ているのは、そういうことが嘱託員手当も、あるいは衛生班長手当も地域自治を進めていくということのために出されていた簡単に言えば補助金みたいなものがまさに地域から減っていくということに、実は地域でそういう役割を担っている皆さんは多分大きなやっばり何なのだという不満を私は持っているのだらうと思います。ですから、そういう基本的なところがやっばりもう少し地域というものについて今後検討されるときには思いをいたして、市長がよく言うように市民との協働だとか、あるいはいろんなこと言われますけれども、そういうことを考えてぜひ提案を今後していただきたいということだけ要望しておきます。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑を終わります。

議案第144号についての質疑を終結いたしました。

議案第145号 佐渡市松ヶ崎財産区管理会条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第145号についての質疑を終結いたします。

議案第146号 佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第146号についての質疑を終結いたします。

議案第147号 佐渡市ポイ捨て等の防止に関する条例の制定についての質疑を許します。

中川隆一君。

○11番（中川隆一君） それでは、何点か教えてください。

この条例の中には第12条のところに罰則規定がございます。違反した者または勧告に従わない者については1,000円の過料に処するとなっております。これについては、施行規則の案のほうの第4条のところの環境美化指導員なる者がこれは見て回るということなのですかね。だれが違反を見て回るのか、もし環境美化指導員なる者が見て回るというのであれば、何人ぐらい設定していて、この方々は違反した者、ポイ捨てした者などを積極的に見回って、積極的に1,000円罰金いただきますよという体制をとるつもりなのかまずお聞かせください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） お答えします。

美化指導員でございますけれども、現在のところ約10名ぐらいを想定をしております。過料をすぐ徴収するかということでございますけれども、基本的には勧告、さらに徴収ということでございますけれども、これはあくまでも現場での現行犯以外徴収はできません。それで、基本的には人選にも非常にこれから難しいところがあるのですけれども、積極的に徴収をするという形で指導員を探していきたいというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 中川隆一君。

○11番（中川隆一君） 今ほど積極的にというご答弁でした。ということは、10名考えておるとおっしゃったのですけれども、その方々はそれが本当のお仕事として毎日ぐるぐる、ぐるぐる回るというのですか、それとも本当に週に何回とか決まった日に定期的に見て回るのでしょうか。今課長おっしゃったように積極的にどんどんやりますよということで、実際罰金取られましたと、現行犯で。そういうのが出てくればある程度効果というのは出てくるのであろうと思うのです。東京の千代田区でしたっけ、たばこ路上で吸ってはいけませんよなんてやったときに、ニュースでもやりました。第1号捕まりました、第2号捕まりましたとやりましたけれども、見せしめと言うと言葉悪いかもしれませんが、そういう形でやらないと、せっかくこれいい条例だと思えるのですけれども、ただ条例として載っかっておるだけで、別にポイ捨てを抑止する効果にも何にもならないというようであれば、全くあってもないのと一緒なのです。ということで、今ほど課長のお話では積極的にいくということなので、この10名の方々はそれ専門でどんどん、どんどん見ていくという形の認識でよろしいのでしょうか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） 毎日それを職として積極的に探して歩くということではありませんで、警察の取り締まりと同じように、毎日歩く、歩くというのも一つのPRの方法でございますけれども、それは定期的に例えば人通りの多いイベントとか朝晩とか、時間設定をしてお願いするということで、四六時中ぐるぐる回るということではございません。それから、先ほどほかの自治体でもありましたように、これをつくって積極的に過料を徴収するということもあるということで皆さんが自覚をしていただけたということも大きな目的の一つでございますので、いつもぐるぐる回っているということではなくて、定期的に皆さんでいろいろ話し合いをしながら有効な時間に歩くというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 今の中川議員と関連しますが、第12条、この過料の1,000円という、1,000円に定め  
たまず理由をお聞きしたいのと、環境美化指導員を置いて事務に当たらせるということで規則で規定して  
おるようですが、できる規定ですので、今言う10名ぐらい想定しているというようなことなのですが、  
実際どういう事務を取り扱わせるのか詳細にお聞きしたい。

それから、もし過料を科せられた者が徴収できない場合はどういう対応されるのですか。これ過料とい  
うのはやっぱり予防効果をねらっての秩序罰だと思うのです。であるとすれば、やはり過料を科せられて  
も納めないというような人が出た場合どういう対応を市ではされますか。その辺具体的にお聞かせいた  
だきたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

長坂廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長（長坂和義君） お答えいたします。

環境美化指導員につきましては、週二、三回2時間程度巡視をしていただくというようなことで考えて  
おります。指導員の業務につきましてでございますが、これは2名1組というようなことで巡視をして、  
そういったポイ捨ての現場等を発見した場合には本人確認、そういったものを行っていただくと。住所あ  
るいは氏名等、こういったものを聞き取りをしていただくと。それと、また事実確認をその場でしてい  
ただくと。弁明書というようなことで考えております。基本的には現行犯みたいな形になるわけですので、  
弁明はないと思うのですが、そういったものがあるのだよということであれば、弁明書を提出していただ  
くと。指導員につきましては、弁明書の聴取まで行っていただくと。こういったものを発見しましたとい  
うようなことで市のほうへ届けていただくと。そして、過ち料の徴収につきましては、弁明書に基づいて  
徴収する必要があるというようなことであれば、納入通知書を市の職員が当該人に発送してこれを徴収す  
るとようなことで考えております。

1,000円の理由等につきましては、他市の事例、特に新潟市がこの20年入って条例制定を行っておりま  
す。そういったものを参考にさせていただきました。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 1,000円の理由については今お聞きしましたので、よその事例をそのままというこ  
とだろうと思います。

それで、いろいろ、現行犯と言うとちょっと言葉悪いのですけれども、そこで切符を切って納めていた  
だくというようなことになるのだろうと思います。弁明書もいただくということなのですが、それをして  
もなおかつ納めない場合は市としてはどういう対応をされるのだから、司法的な措置をとるのだからどうか  
ということを私は聞いておるのです。その辺についてお聞きしたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

長坂廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長（長坂和義君） お答えします。

督促をするというようなこと……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 暫時休憩します。

午前11時41分 休憩

---

午前11時42分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

答弁を許します。

長坂廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長（長坂和義君） 強制的な措置は行いません。

○議長（竹内道廣君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） これは、法的措置がとれるはずなのです。裁判所のほうへ申し立てをして、検察官からそういう事務をしていただくのとすることが可能なのです。とれるはずなのです。ですから、これはぜひ形式的な形になって罰が終わると非常にまずいわけです。ですから、この辺は市ではそういう法的な措置がとれるのであればとるという意思を明らかにしていただきたいのですが、いかがですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） 議員おっしゃるとおりだと思いますので、新潟市あたりの方法についてはよく検討しまして、そういう方向で進めたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 美しい環境の島をつくるという点ではそれは僕は大切なことだと思いますが、2条の（1）、空き缶等というふうにくくってある部分でたばこの吸い殻、チューインガムのかみかすということが書かれてあります。実際にきょうのNHKテレビでもありましたが、商店街やカラー舗装されたところあるいは公園等を見ますと、非常にチューインガムの吐きかすが目につきます。特に我々の商店街の中のアーケードの下、バスの停留所のところ、そういったところのガムの吸い殻は目に余るものがあります。これは、口にしているのは中学生、高校生が非常に多いわけですが、今12条の罰金、過料1,000円の徴収問題にあわせてもこれは問題が出てくる部分もあります。

それから、空き缶等というふうな形で簡単にくくってありますが、私はこの際たばこの吸い殻、チューインガムのかみ捨てというふうにもう一つ条を設けるといぐらいの配慮がないとこれはしっかりしたものにならないというふうに感じますが、その辺のところはどういうふうに検討されたのか聞かせてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） 未成年者の過料をどうするかということでございますけれども、おっしゃるとおりでございますので、これも私どもうっかりしておった部分でございますので、新潟市さん等々先進地を見ながら、保護者に請求するのか、その辺十分実施までには検討したいと思います。

それから、字句のことでございますけれども、我々も一つ一つ書こうとしたのですけれども、逆に言うとそれに縛られてしまうと、それだけという限定というよりも等という言葉で、それはそもそもの条例な

どはそうですけれども、等という言葉で置きましたので、場合によっては削るものも追加するものも多岐にわたって活用できるのではないかということで、特別限定はしなかったという経緯でございます。

○議長（竹内道廣君） 廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 大変苦慮の跡はうかがえるわけであります。私は、むしろチューインガムのかみ捨て等は学校教育関係でしっかりとしたしつけ、あるいはこういったものを実施するにつけては、公園や人が集まる場所にはこういった形でガムの吸い殻あるいはたばこの吸い殻等はこういうところではポイ捨てはできませんよというふうな広告を出す、あるいは展示をするということのほうも忘れてはならないことだと思うのですが、こういうふうな形のものも考えての条例制定だったのかどうか聞かせてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） 十分考えております。看板の設置も考えておりますし、小学校、中学校等のこういう条例があることでそういう子供のときからの教育をぜひお願いしたいということで、そのためにも条例が制定ということで、過料を科すということではなくて、そういうことが子供のころから身につくようなことをしたいということでこの条例を制定いたしました。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

中村剛一君。

○3番（中村剛一君） 過料があるということですので、範囲について2点簡単にお答え願いたいと思います。

まず1点は、ポイ捨てというとは何か軽微なものというような感じがするのですが、従来行われている粗大ごみの投棄、それはこれに例えばはっきり捨てた人がわかるというふうになると過料の対象になるのか、これが1点目。

それから、私有地に対するポイ捨て、自らの、私有地というのは私が持つ土地ですが、それに対するポイ捨てもこの1,000円の過料の対象になるのか、この2点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

長坂廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長（長坂和義君） お答えいたします。

不法投棄につきましては、法律、廃棄物処理法、こちらのほうで何人も捨ててはならないと、それについては私有地であっても捨ててはならないというようなことで、そういう規制がございます。今回ポイ捨て条例におきましては、公共的な土地、そういったものについて規制をしたいというようなことで考えております。

○議長（竹内道廣君） 松本正勝君。

○1番（松本正勝君） 1つお尋ねいたします。

第2条の第5項、市民等、市内に居住し、または滞在する者をいうという項目がありますが、これはこの辺ちょっと観光団とか、あるいはまた一般の旅行者の方々はどういうことになりますか。滞在ということになりますか。その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

長坂廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長（長坂和義君） お答えします。

観光客等につきましても市内に滞在するというようなことで、この条例の対象と考えております。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 1点だけお尋ねをしておきます。

冒頭から過料の件で積極的に取り組むと、週に二、三回巡視をして、見つけ次第過料を科すというような感じではありますが、私はこういったたぐいの条例というのは本来地方自治、市民自治という言葉が言うように自らで自らを律するという、その部分がまず先行しなくてはならないのではないのでしょうか。ですから、先ほどの衛生班長ではないですが、集落やそういったところでもこういった自治的な意識高めてもらう。新潟市や大都会と違うのです。トキが飛ぼうとする田舎のまだ人情あふれる島です。そこが私は先に走るべきだと思うのですが、この間の議論聞いていますと、とにかく巡視をして高校生であれば親に請求をするというようなことまで言っているのですが、その辺の基本的な考え方、この議案に対してどういう態度をとるか、重要なので、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） お答えします。

7月1日から施行ということで、これから積極的にこういう条例ができるということをPRする、それから一方で、ほかの議員からご指摘があったように、それではなあなあでこの条例が終わってしまわないように、我々は過料を目的としておるわけではないわけでございますけれども、過料があるということで皆さんにこういうことに取り組んでいただけるというふうにこれからどんどん啓蒙していただきたいと、7月1日までにいろいろな機関を通して周知をしたいというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 私は、こういう条例をつくって罰則規定を設けるということは大賛成です。以前から佐渡へ来ると観光客の人たちやはりきれいな島だと思って来たら、結構国道沿いとかそういう空き缶、空き瓶とかビニール袋の散乱が目立つということを聞いていました。でも、地元におると観光客が捨てたのだということを反対に地元では言っていたのです。最近では、真野湾のごみも素浜とかカルトピアに流れ着くごみを見ている、ハンゲル文字とか中国文字はすごく減ったと言われていました。実際行ってみても昔みたいにそういうごみも減っています。ということは、それでもごみが多いということは結構やはり地元からのごみなのです。船外機なんかは海の中を流れてくるわけないわけですし、そういうようなものもたくさんあるわけです。だから、この罰則規定に関しても設けるのであれば、7条だけであればもう少し3,000円とか5,000円とか、場合によっては1万円ぐらいの罰則規定、取る取らないというのはこれは別です。私が5年ぐらい前に小木と真野に美化条例があったときに調べたら、罰則規定はあるけれども、それを実行したという例というのはほとんどまずなかった。なかったけれども、それが歯どめになっているということで、今1,000円ぐらいだったら別に取りられてもいいわという感じで捨てられたりするところもあるということで、7条に関してポイ捨てだけであればもう少し金額を上げるべきだと思うし、この1,000円の罰則規定を設けるのであれば、8条も9条も当然設けるべきだと思うのです。その辺のところ

は検討されましたでしょうか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） お答えします。

先ほども話をしましたように、3万円、先進地といいますか、2万円というのが非常にたくさんあります。ところが、実態を聞きますと、なかなか徴収ができなくて、先ほど言われました旧町村で実施したように、あるのだけれども、取れない、それから金額が多いと今手元にないとか、それで取れないということがありましたので、1,000円の町村については過料ということで徴収ができておるということでございますので、1,000円ということにしました。

それから、ふん害等につきましては、非常に固定された方で大変多くの方が多分飼い主の方散歩しながら犬のふんをしているのが多いと思います。これは、我々のところに動物愛護もあるのですけれども、過料というよりはいろいろなところを通じてふんを収集するような、こちらのほうを奨励をしたいということで、そっちのほうを今回中心にしてみようということで、ただそれだけでは非常に弱いので、ここに入れさせていただいたという経過でございます。

○議長（竹内道廣君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） これ罰則でお金を過料するという以前に、本来であれば例えば自動販売機を設置している業者に関しては空き缶、空き瓶容器を設置するというのは、これは当然のことだと思うのです。こういうような場合は、商工会からの当然指導とかも含めて、罰則で過料する前に氏名への公表とか、そういうようなことも含めて委員会で検討していただきたいと思います。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第147号についての質疑を終結いたしました。

議案質疑の途中でありますが、ここで昼食休憩といたします。

午前11時58分 休憩

---

午後 1時30分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開をいたします。

午後の日程が込んでおりますので、質疑及び答弁は簡潔にお願いをいたします。

議案第148号 佐渡市レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例の制定についての質疑を許します。

廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 所管でございますので、簡単におきますが、佐渡市のレジ袋有料化については私も進めるべきだと思っておりますが、なぜわざわざこのように条例をつくって目標を達成させるように努力をさせ、報告義務までつけてやるのか。このために本庁に集めた職員が3人ぐらい仕事がふえるようなことをわざわざつくっているように思うのですが、こういう点を考えてつくったのか聞かせてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） お答えをします。

そもそもこのレジ袋の有料化でございますけれども、これまでに行っておるレジ袋ゼロ運動、またマイバッグ普及率100%を行っておるわけでございますけれども、現在既に有料化をされておる商店もございますし、ご協力いただいておりますところもあります。ただ、今の状態ですと実際の実態がつかめておりません。これは、既に報告されておるところについては、協力店というようなことで協力いただくわけでございますけれども、今報告の義務が多くなるということでしたけれども、レジ袋の利用量の多いところについては問題ないと思うのですけれども、小さなところが今は相変わらず、毎月ですか、煩雑になっておりますので、これは逆に報告義務を少なくしたいというふうに考えておりますし、我々今行っておる業務を、今毎月レジ袋の使用量のチェックをしております。これによって職員の事業量がふえるということはないというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 廣瀬擁君、質疑を許します。

○7番（廣瀬 擁君） レジ袋年間10万枚以上ということになりますと、1日に平均して280人のお客様をさばくというお店になります。こういったところは私はしっかりと管理はできると思うのですが、それ以下のところになると逆に煩雑な事務がふえてまいります。そんなことでかえって屋上屋を重ねるような形で事務を煩雑化するばかりで、余り効果がないように感ずるものですから、お尋ねしたのですが、その点はどうなのですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） 議員のおっしゃるとおりでございます。ただ、大型店におきましても協力したいのだけれども、条例化をしていただかないと協力ができないというスーパーもございまして、条例化に踏み切りました。それから、小さいところについては協力店ということでございますので、強制ということではございません。あくまでもできるところについては協力をいただきたいということで協力いただくというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 10万枚以上使うお店というのは、恐らく袋の中に店名を入れているお店だろうと思うのです。それだけに逆に煩雑化をいたしますので、その辺もひとつ考慮して取り組んでいただきたいということをお願いして、答弁は結構です。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第148号についての質疑を終結いたします。

議案第149号 佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第149号についての質疑を終結いたします。

議案第150号 佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

加賀博昭君、質疑を許します。

○27番（加賀博昭君） これは、提案理由のときに市長が説明しておりますが、若干疑いの念を持って見るのです、これを。先ほどから問題になっております衛生管理手当をぶった切ったり、いろいろのこをやっておるわけです。あなたが今度は国民健康保険では35万円を38万円に改めるというのだね。お金を余計やるという。それは、今の佐渡市の財政状況、国保は県下でも有数の力持っていますから、それはそれで別の力はあると思うのですが、しかしこだけ気前よくやるなんていうことはないのです。私は、これは国の金、つまり国の補助金等があったから、やったのでしょう。と私は思うのです。そこのところをひとつつまびらかにしてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） お答えします。

これは、うちの自治体だけが行うということでございませんで、議案説明にもありましたように、出産での脳性麻痺の事故があるということで、出産のときに3,000万円の保険を医療機関のほうで掛けます。これの保険料が3万円出産費に上乘せをされます。これは、利用者負担ということでなくて、現在35万支給しておるところに3万円を負担をして、個人負担ではなくて公費で負担をするということでございます。

それから、財源でございませけれども、これまでも出産費については3分の2の金が国から参っております。これも同じことで、3万円計上しますけれども、3分の2は国から補助ということで入ってまいります。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） これは、市長、あなたずっと職員の書いたもの読むから、よくわからぬ。これは、本当は今のような説明を最初にせねばならぬ。それがやられていない。今後は、職員よく聞いておいてください。こういうときの提案理由の説明の中にそういうものを入れなければならない。それを昔ながらのことでやっておるから、私ならわかるけれども、ほかの人ならわからぬというような説明をあなたしておく。だから、それでは市民に対して申しわけないから、今私が明らかにした。わかりやすく言えばこういうのです。妊産婦は、出産費を余計出さねばならぬ。それは、何かあったときの費用を負担をすると、こうなる。その分を市が出ししようと、こう言っておる。しかし、その内訳を3分の2は国がお金を出すから、地方自治体に、市町村にこれをやりなさいと言われておるから、やっておるというので、そう胸張ったものではないのだよということを明らかにしておきますが、加賀博昭が言っておることが改めてうそだというなら答弁をしていただきたい。いや、そのとおりでございませということであれば答弁は要りませんが、私の質疑で聞いておる市民はああ、そうか、35を38にしてくれたけれども、何のことはない、それはおれが出さねばならぬのだなと、こういうふう理解していただければいいだろうということで終わります。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第150号についての質疑を終結いたします。

議案第151号 佐渡市在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第151号についての質疑を終結いたします。

議案第152号 佐渡市敬老年金支給条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 152号 佐渡市敬老年金支給条例を廃止する条例の制定について、私の記憶だとことしの3月ですか、60人の議員の一般質問の中に、先輩議員ですけれども、この関係の質問をした記憶があります。それはありますけれども、要はこれはどういうことを聞きたいかということ、お金ではなく年金、高齢者の長寿を祝福し、敬老の意をあらわすための敬老年金、これを支給していたことをやめてしまうと。そして、議案の関係資料集14ページを見ますと、何千円相当の今度は品物に変えていくのだと。これはまだ案ですけれども。そこで、お聞きしたいのは、例えばお年寄り、支給を受ける者に調査したり要望などを聞いたのかどうか。お年寄りに私聞きますと、品物よりかやっぱり現金がいいと。お年寄りは、長年過ごされていますから、品物いっぱいあるのです。何千円相当の品物、座布団1枚もらったってこれはちょっと、そういう意見もあります。だから、お年寄りの要望などを聞いたのかどうか、これが1点です。

それと、やっぱり条例出すからには何でお金から品物へと変える理由があると思うのです。その根拠。

それと、3点目は、これは条例で削っていくのだけれども、実施要綱ですか、こういう方向でやろうとしているのですけれども、これ何か理由があるのでしょうか。この3点をまずお聞きします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えをいたします。

中村議員おっしゃられたとおり、3月議会のときにたしかお二人の議員さんからでしょうか、祝金につきまして質疑がありました。お金、品物それぞれ、考え方人によってそれぞれいろいろあろうかと思えます。3月議会の議員さんからいただいた質問、意見等を参考にさせていただきまして、こちらのほうで検討させていただきました。それから、他市の状況等も調べまして、それを踏まえて検討させていただいて、今回現金支給はやめて記念品の贈呈にするというふうに変えさせていただいたということであります。

最後の質問何だったでしょうか。

〔「実施要綱」と呼ぶ者あり〕

○社会福祉課長（樋口賢二君） 実施要綱、これは当初現金ということもあって、これは要綱でも条例でもどちらでもいいということなのですけれども、佐渡市のほうではこれを年金を条例という形で実施をしていた。今回品物と、記念品という形になりますので、要綱に切りかえさせていただいたということになります。

○議長（竹内道廣君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） はっきりちょっとよくわからなかったのですけれども、現在の条例と実施要綱見ま

すと、何点か見える部分があるのです。落とし穴というか、佐渡市はちょっとけちっているなと思って。それは、現在は満90歳以上満100歳未満の者、これ年額5,000円なのです。満100歳以上の者は年額1万円と。そして、今度実施要綱見ますと、90歳の者、これ5,000円相当の品物、100歳の者、1万円相当の品物。これを具体的に説明してほしいのですけれども、その中には今までは年予算幾らぐらいでしたか。品物に変えると予算は幾らぐらいというふうにお考えでしょうか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えをいたします。

20年度の、今年度の予算、これにつきましては923万円です。これを記念品に変えておおむねの金額5,000円、ジャストということではなくておおむねですけれども、おおむね5,000円と、おおむねの金額の相当の品物をお渡しするということですが、それで必要経費としますと276万程度という形になります。923万、276万程度です。

○議長（竹内道廣君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 最後ですけれども、要は今まで923万円かかったと、現金。はっきり言えば品物に変えたら276万円だと。無駄なところは大いに削っていいのですけれども、こういうお年寄りに対しての大事な福祉の予算をぶった切るというのは私は理解できませんし、早々私は大反対です。

それで、今金額を教えてもらったのだけれども、もっとせこいことがあるのです。そうだと答えてほしいのですけれども、今までは年金支給、現金は90歳になると5,000円もらえました、年1回。91歳になっても再来年もいただけます。毎年のようにいただいていたのです。今度のやつは、これはちょっとひどいなと思ったのは、その年になると1回しかもらえないのです。こういうせこいというのですか、いかに心ががないというか、私は金額のことを言っているわけではないのです。一生懸命お過ごしされたお年寄り、これからももっと長生きしてほしいと、そういうこの条例には心がありません。私言っていること間違っているでしょうか。答弁求めます。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えをいたします。

今回の敬老の祝い品の支給については、高齢者の方をこういった形でお祝いしようということで心を持って対応したいというふうに思っています。ただ、その中身につきましては、これはやはり先ほども申し上げましたように、他市の動向等も踏まえて、そこを参考にしながらこういう形に決めさせていただいたということでもあります。

○議長（竹内道廣君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） 私も一言申し上げたいのですが、この敬老年金であります、これ合併前からの歴史がありまして、合併前にはそれぞれ市町村全部この年金支給していたと思います。額にはそれぞれ違いがあった。旧市町村によっては何十万単位の金額をお祝いに贈るところもあったはずですが、それが合併後年次を追って減額をしてくると、こういう格好に変わりました。最後に落ち着いたのこれでありませう。恐らく支給しているのは両津がこれに近かったのではないかと思います、そういう意味ではこれ額

をどうするかは別にしまして、かつては各自自治体である面では敬老するという意味合いも含めて応援をしたという、こういう経緯があるものです。ですから、これは少しやぼ過ぎるというのが恐らく皆さんの思いだと思います。5,000円で品物で、私も現金にすべきだと思います。今品物で贈ってありがたいと思わないと思います。そういう意味でも額も1つは問題でありまして、年齢をあそこで区切ってしまうと。今までは90万いったのはなぜだかという、その年齢を超えた人にはご苦労ですねと、よく長生きをしたと、敬老の意味も含めて毎年上げたわけでしょう。その額になった。それが270万になるわけでしょう。それはちょっと情けがないなど、こういう思いがいたします。検討される必要があると思いますが、いかがです。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 今ほどの小杉議員のご質問のお答えでございます。

合併前のお話は、小杉議員おっしゃるとおりでございました。合併後の調整ということで、年度をかけて調整してまいって、平成20年度ということで参ったわけでございます。先ほども社会福祉課長のほうからもお話がありましたように、他市の動向といたしまして、祝い品のほうがシェアが圧倒的に多くなっておるわけでございますが、祝い品の中でも例えば90歳から100歳まで毎年支給というものではなくて、年齢の刻み方式といたしますか、私のこれは私見の言葉なのですが、例えば88、95、100というような支給のしているところの市町村もございまして、例えば88と100だけというようなところもございまして。いろいろな団体等がございまして、それらを参考にさせていただきましてこの案をつくらせてもらったということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） ちょっと2つ質問します。

1つは、敬老年金支給条例で支給しておったときの金額と要綱で品物を差し上げるというときの予算規模というものを推計して出しているわけですが、そこでお聞きしたいのは、条例で出しておる90歳、95歳、100歳それぞれの、これは年齢によって支給金額も区分がございましてね。その年齢別に支給した金額、それからもう一つ、それなら下げるなり上げるなりして調整すればいいものを、要綱としたのは私は意味わかるのです。私が言ってしまったのではおかしな話になるから、まず第1回目としてなぜ条例で操作できるものを要綱に変えたのか、その目的を回答願いたい、こういうことです。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えをいたします。

先ほど中村議員に申し上げましたとおり、今度新たに記念品と、品物をお渡しするという事で要綱に変えさせていただくというふうにさせていただきました。

〔「そんなこと聞いておりゃせん。議長において私の質問の趣旨をもう一回答

弁者に言うて答弁させ直してください」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 暫時休憩します。

午後 1時55分 休憩

---

午後 1時56分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

答弁を許します。

佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 加賀議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、前段にありました90歳以上からの年齢別の支給のデータにつきましては、今手元に持ち合わせておりませんので、後日提出させていただきたいと思いますが、お願いいたします。

それから、条例から要綱に変えたということですが、これは先ほど社会福祉課長のほうからお話がありましたけれども、この敬老年金条例をつくる前に条例でやるか、あるいは要綱でやるかというお話があったそうでございます。合併前等では要綱でやっているところもございました。ただ、合併前の他市の状況を見ますと、条例でやっているところが多かったと聞いております。そのため敬老年金の支給の条例という形にさせてもらったわけですが、今回案でございますが、祝い品を変えるということで要綱に変えさせていただきたいというのが趣旨でございます。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） まさに馬脚をあらわしたね。つまり自分たち検討した跡はないのです。検討した跡が総額九百幾らというお金ははじいてあるけれども、その内訳はと聞いたらお答えできませんというわけです。何も内部で真剣な検討もしていなければ、この条例の質疑があるというのに、何でそういう資料を持ち合わせていないかという、ないのだと思います、そんなもの。失礼だけれども。もしあるのであれば暫時休憩をして持っていらっしやい。あなたたちの名誉のためにその道を開いておきます。

それから、もう一つ条例を要綱にしたというのは、あなたたちのその次に打つ手がちゃんと隠されておるのです。どうやって隠されておるか。私は最初に言うのはわかるけれども、おれが言ったのでは身もふたもないだろう、あなたたちのほうから答弁しなさいと、こう言った。そうではないのです。条例だとこれは廃止するといったって議会にかけねばならぬのです。要綱だとこの次おい、あれもうやめてしまおうかという議会にかけないでやめてしまえるのです、これはわかりやすく言うと。そういう逃げ道があるから、要綱にしたのではないの。そうではないというなら胸張って答えてください。そうなのでしょう。つまり条例だとがっちりと議会の同意を得なければそれはやめるわけにいかぬわけだ。要綱なら議会関係ないと、だんだんやったけれどもあれやめるかといっていいかげんでやめられるのだ。そう簡単にはしてもらっては困るけれども、仕組みの上からはできるということを私が申し上げておる。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えをいたします。

佐渡を今まで、これまでにさせていただいた高齢の方々、ご活躍いただいた方々を敬老すると、お祝いす

るということはこれは当然なことでありまして、それをやめていくということではありません。先ほどから申し上げましたように品物に、記念品に切りかえるということで要綱にさせていただいたということがあります。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） あなた副部長がそう言うなら、それでは敬老するという気持ちは変わらないというのであれば、議会は条例廃止はしないと、内容の改正についてはあなたと相談をするけれども、本議会において私どもは条例は廃止しないという決定は議会の権能として議会は持つておるわけ。あなたそういうことは敬老するという気持ちはいささかの変わりもないと、いささかとは言わなかったけれども、変える気持ちはないというのであればちゃんとあれではないですか。内容は変えても、場合によれば内容はあなたが変わることがあっても、それは一部改正でいいわけでしょう。廃止することはないでしょう。答弁は要らないです。いやいや、答弁させてもらわぬと困ると言った、昔両津市議会当時いやいや、そういうこともおれ答弁させてもらわぬと困ると出てきたのがおるのですが、そうだと思うので、答弁してください。あなたの気持ちが変わらぬということになれば、何も要綱にすることはないのであって、条例の一部改正でいいのではないですか。どうですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えをいたします。

今回は要綱に変えさせていただいてこういう内容になりましたけれども、これは今後この要綱の中でまたいろいろご意見をいただきながら、内容についてはまた考えていくこともできるというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 幾つかお尋ねをいたします。

この敬老年金は環境やトキに優しい高野市長の政策に基づいて行うものなのか、それとも何かの法律に基づいて行っているものなのか、どの法律に基づいて行っているのかお尋ねをしておきます。

もう一点目は、質疑の中でもありましたが、この目的は経費を削減することなのかどうなのか2点目にお尋ねをします。

3点目には、私は法の趣旨からいうとこの年齢はもっと下げるべきだったのではないかと、このように思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 議員の質問にお答えしたいと思っております。

まず、1つ目は年齢等の引き下げをというお話でございました。これについてもまた同じことを言いますが、他市の状況等を見ましたら、88、90等から支給しているところが多うございまして、それらに類して行ったというものでございます。

あと2点何でしたでしょうか。

〔「何の法律に基づく……」と呼ぶ者あり〕

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） それは難しいご質問で。私どもにすると、高齢者の方々の敬老ということでこの事業というのは行っているものだと私自身は思っております。

もう一点は、経費削減かというお話でございますが、これについてはそういうお考えがないということはどうなりますけれども、そういう考えも一部はあるかもわかりませんが、全体的に敬老祝い品を支給しているところの他市の状況等を見ますと、やはりそういう年齢を刻んでお届けするというのが一般的だということで、コスト等も参考にさせてもらいまして、案として出させてもらいました。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 何の法律に基づいているかといえば、ここに要綱の中に書いてあるではないですか。老人福祉法に基づいてやるのでしょうか。老人の日、敬老の日といいますが、敬老の日、老人週間にちなんで行うという、この老人福祉法に基づいてやっている品物ではないですか。私はそのように理解しているのですが。それで、老人福祉法、老人週間、5つの目標をやるということによってこういう敬老の祝いのもやろうということになっているのです。この5つの目標というのはご承知していますか。

○議長（竹内道廣君） 暫時休憩します。

午後 2時07分 休憩

---

午後 2時08分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 答弁がないですが、老人の日と老人週間のキャンペーンが目指す5つの目標というのがあって、1つがすべての高齢者が安心して自立した生活ができる健康福祉まちづくりを進めること、2つ目には高齢者の知恵や経験、能力を生かした就労、社会参加、ボランティアの活動を広めようというようなことで、以下5つあるのです。佐渡の高齢者健康ですから、90歳でもここに今紹介したような就労や社会参加もできますけれども、こういった祝い品や敬老年金支給することによって地域や家庭、自治体でこういったことを再認識しようというのがこの真の目的なのです。ですから、これを90歳、95歳、100歳という5年に1回というのはこの老人保健法の趣旨にも私は合わないのではないかと思います、いかがでしょうか、高野市長。

○議長（竹内道廣君） 暫時休憩します。

午後 2時09分 休憩

---

午後 2時11分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開をいたします。

答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） いろいろ議論が錯綜しておるようなのですが、法律にあるから、法律と今度要綱

とか条例が必ずしもリンクしておるとは限らぬわけでございます、我々は財政的に全体の総予算をマニフェストもあるように切っていくという過程の中で、経費を切り詰めるかということ、それもそのとおりでございます。その中でバランスよく福祉保健部は一応の枠配分の中で自分たちの軽重をつけ、我々もそれを認めてここにご提案申し上げるというわけでありまして、そこの非常に厳しい状況についてもご理解いただきたい。みんなが痛みを分かち合いながらこの佐渡島の運営をしていくという意味で申し上げたので、法律がどうかということとは今回は関係ないというふうに考えています。考え方は、そのとおりでございます。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第152号についての質疑を終結いたします。

議案第153号 佐渡市病院事業の設置等に関する条例の制定についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） この設置条例の一番大事なところは何を言っておるかということ、3の病床数を次のとおりとすると、こうなっておる。両津病院の130床を90床にするよ、もう一つは相川病院の療養病床25床をなくするよ、こういうことなのだ。私は、ここは議論するところではないけれども、この法律というのは、これはちょっとちゃんと説明せぬとわからぬから、おれ言うのだよ。2006年の自民、公明が強行した医療法の改正の中にあるのです、これは。その強行した改正の中でも療養病床の13万床を全廃するというのは2012年にやると書いてあるのです。2年もそれを前倒しにしてやるわけだ。そこで、私が納得できぬことがある。それで、私が納得できぬのは、今特養とか老健が足りぬものだから、しかも佐渡病院は介護病棟を、つまり療養病床を60床なくしてしまった。どこにもないのです。もちろん両津病院にもありません。そういう中で唯一佐渡の医療の中で持っておるというのが相川の25床なのです、介護病床というのは。それをさっさと先頭を切ってなくすというのは、それなら特養や老健を満足するほどつくりなさいと、こういう意見が市民からは出てきます。それをいち早く前倒しでやるなどという発想はどこから出たのですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

曾我保健医療課長。

○保健医療課長（曾我久男君） お答えいたします。

相川病院の病床数、現在介護、療養合わせて58から52床、6床少なくしたいということですが、これは現在のお医者さんの数あるいは看護師といいますか、医療スタッフを考えた場合、52床がベストといいますか、今の数字では52床がいいのではないかとということを病院からお聞きしておりますが。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 今は2008年なのです。法律が全廃しますよと言ったのは2012年なのです。まだ4年あるのです。それを前倒しにしてこれをなくしてしまうということはどういう意味を持っておるかということ、医者が足らなければそこを充足すると、つまり満床にするということとはできないが、お医者さんさえ

連れてくれば満床にできる。まだ4年あるのです。その4年を前倒し、4年というところにおける議員はみんなおらぬようになるのです。もう一遍選挙やらぬと出てこれない。その後起こることをさっさと前倒しにやるということは、これは市民が聞いたとき、本当におれたちの医療のこと考えてくれておるのだから、そんな暇があったらお医者さんをどこか行って連れてくればそんなものなくさなくてもいいのではないか、それは4年間のうちにできないことないだろうという、こういう意見が市民にあると思います。それをさっさと前倒しにしてしまうということの私は感覚はおかしいのではないか。これは、市長、あなたに責任があるのです。今の介護状態がこんな状態、つまり施設が足らぬものだから、みんな外で施設のあきを待っていると。そういう中にそれをなくしてしまうというのはいかがなものかと。市民の感情からいってもそれはおかしいし、法律からいってもまだ4年あるのだというぐらいのことを市長は言わなかったのですか。市長に聞きたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） おっしゃることも一理ございます。問題は医師の確保が本当に我々の力のできるのかということももちろんあるわけで、それについてかなり悲観的な意見、それからそういう意味で減らすという、実際は運営の中で十分それを確保してもらいたいという気持ちもありましたけれども、その自信のなさで事務方の上げたのを追認したという形です。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 市長、一部白状したのだな。だから、白状したのをまた後ろからたたくということは、これは武士の精神からいってもうまくないから、私はやらないけれども、ただあのベッドを仮にお医者さんがちょっと足らぬものだから、少し使えないで残っておるとしても、なくしてしまったらもはや復活できぬのです。だから、それはあかせておけばいいのです。もう一度お医者さん探してお医者さん充足したらまたそこへやってもらえばいいやと、こういう発想をしなければならない。あなたも提案してしまったのだから、あとは今度は議会がどう処理するかだ。ここであなたにどうするのだ、こうするのだということを知る必要は私はない。だから、議会が本当に市民のためにこのことについて考えるなら、議会は権能持っておるのだから、それは議会が考えればいいと思うのです。だから、市長が頑強におれの言っておるのは正しいのだとやればおれがまた厳しいこと言わねばならぬけれども、一部そのとおり認めますということだから、私はこれ以上質疑はしないけれども、しかしこれを見ておる市民の皆さん方は、私の言っておることがまともかどうかということは私は市民の皆さん方が判断してくれるだろうと思うから、これで質疑をやめます。

○議長（竹内道廣君） 祝優雄君。

○26番（祝 優雄君） これは、本来であれば153号から159まで一括でやっていただけると話が1つ丸まっっていくのです。そういう形で議長が諮っていただければ一番実是有りありがたい。全部関連がありますので。そうでなければそうでないような質問にちょっとしなければならぬのですが。個々にいくというなら個々で。

〔「2つぐらい一緒ならいいけど、ずっと後まであるんだよ」と呼ぶ者あり〕

○26番（祝 優雄君） いいです、別々で。

それで、まず今の設置のところではいいですと、これを相川も両津も病床数を削っていくわけですね。その基本になるものというのは、公立病院の改革プランというのをどう実行するかというところから始まっているわけです。そして、この中身をずっと見ていきますと、やはり改革プランにももう少し詰めていかなければならぬ問題があります。それをそっくりここで包括してしまうというところちょっと問題が私はあるような気がします。そこで、最大の問題は病床数を減らしていきましても、減らした後の部分をどういうふう考えておられるのか、どういうふうにしようと思っておられるのか、それをまず聞かせてくれますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

曾我保健医療課長。

○保健医療課長（曾我久男君） お答えいたします。

両津病院130床から90床、40床少なくなるわけですけれども、その後の病室等のベッドの利用ですが、現在のところ後利用のアイデアは浮かんでおりません。ただ、病院側としては現在1部屋6人だと思っておりますが、非常に手狭だと伺っております。それを今度1部屋4人なり5人の患者さんにして広く使いやすいようにしたい旨伺っております。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） 祝優雄君。

○26番（祝 優雄君） そうしますと、全く知恵が働いていないのです。これは全適にするということは、いわゆる経済性を求めていくというふうにも書かれておりますけれども、そういう大きな意味を持っておるわけです。そうしたら、今あるものを入院患者さんが快適に過ごしてもらえるとというのも1つ。また、別の方向でそれを活用していくというのともあわせてなければ建設的なものにはならないわけです。ただあかせておくよというのではない。このところを全く詰めていないのですか、本当に。例えば今言うように6人部屋を4人で使うのだという形で本当にいくのですか。そこをもうちょっと聞かせてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

曾我保健医療課長。

○保健医療課長（曾我久男君） 先ほど私申し上げましたけれども、6人を4人にするというのも一つの手段かなと伺っております。それから、後利用も今後病院側とは詰めて何らかの利用を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 祝優雄君。

○26番（祝 優雄君） 提案をするのであれば、少なくともそこまで踏み込んで提案をしてください。準備をしてください。後でぼちぼち考えるというのでは、何のためにこういう形に取り組むのかわからぬでしょう。例えば相川病院と積極的に人事交流をしていくのだとか、そういうものを効率的に活用するというのは、今人間が足りないために相川のほうの病床も減らすのだという話もありましたけれども、そのときに人事交流をしていったらどうなるのだとかというところのシミュレーションをきちっと示してもらって提案をしていただければ何にもならない。ただ表面的なものだけ。

それから、あなた方のやっていることも非常にちぐはぐなものです。というのは、病院を改革するという委員会があるでしょう。その委員会の方々こんなもの今まで全然検討もしていないでしょう。この間新

聞にちょっと示してあった。これは、その人たちがやらなければならぬ事柄ではなかったのですか。私が一般質問で指摘したのもそれなのです。だから、そういう資料をきちっと出させて、そして事前にきちっと積み上げておかなければ今のようなことになる。だから、外側から言われたので、ではやってみるかという程度の議論だったらやめてもらいたい。もう少しきちっとした責任のあるものにしてもらいたいと思います。答弁要りません。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第153号についての質疑を終結いたします。

議案第154号 佐渡市病院事業の使用料及び手数料条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第154号についての質疑を終結いたします。

議案第155号 佐渡市病院事業管理者の給与等に関する条例の制定についての質疑を許します。

白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 第3条の管理者の給料の決め方についてお伺いします。

これを見ますと、管理者が医師以外の場合は75万円以内で、その額については市長が定めるというような規定ですが、75万以内とした背景というのはどんな背景なのでしょう。しかも、その中で以内で市長がその都度変えていくと。変えることができるわけですね、この条例通すと。その辺の背景、理由というのをちょっと教えていただきたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えを申し上げます。

75万以内ということなわけですが、市長クラスの給与をひとつ参考にさせていただいたということです。これから全適になりまして、病院の改革を黒字にしていく努力をしていかななくてははいけませんので、そういうことができる経営の感覚もあったり、それから医療にも経験があるような、そういう人にそういうポストについていただきたいということで、それなりのお金を支払うという形で、とにかく改善をしていただくような人を探したいというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） この75万円以内、これは結局常勤の特別職になるわけですね。そうした場合に特別職報酬等審議会との兼ね合いどうなりますか。当然そこに諮問されるということになるのだかと思いますが、もしならないとすると市長が恣意的にこの範囲内でやれるということになりますので、その辺の整合性というか、関連性について総務部長から聞きたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

今ほどの管理者の給料の根拠であります、このことについては地方公営企業法の規定に従いまして設定をするということでございまして、基本的には報酬等審議会の審議事項ではございませんが、もし必要があれば参考という形で諮問することはできるかというふうに考えておりますが、今のところは、条例上もそうではありますが、対象外というふうな形になっております。

○議長（竹内道廣君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） そうすると、75万以内ということですから、これ一たん条例通すとあとは市長の判断ということになってしまうわけですね。そうすると、以内という条例の規定がいいのかどうかちょっと私も疑問に感ずるのです。上限だけ決めておいて、あとはお願いできる人に応じて報酬を支払うというような形になるのだらうと思うのですが、その辺のところにいささか疑問を感ずるのですが、提案する方、そういう考え方ありませんでしたか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

曾我保健医療課長。

○保健医療課長（曾我久男君） お答えいたします。

75万円以内、以内については我々も議論したところですが、総務省の見解としては好ましくはないが、違法ではないという見解でしたので、我々も以内ということを選択させていただいたところでございます。

○議長（竹内道廣君） 祝優雄君。

○26番（祝 優雄君） 今のところちょっと乾かしておきませんと委員会も大変だと思っております。それで、以内という、75万以内というのは、これは今度管理者になった方が労務の交渉も給与の交渉もやっていけるわけですよ。そこで下げることも可能だということを含んでいるのだらうとは思っておりますが、ここでこういう形で一般職と同じような形で条例制定してしまいますと、今度病院は病院で交渉したけれども、一々全部議会にかけて条例変更していかないと、例えば病院はこうしたいけれども、条例変更議会で否決されたなんてことも出てくる可能性があるのです。ですから、その辺のところをどういうふうにあなた方が検討してここへ持ってきたのか。これは、わざわざ全適にして責任をこっちに持たせるにもかかわらず、こういう形で枠をはめてしまう方がいいのか悪いのか、そういうところはどういうふう議論を積み上げてきたのか。

○議長（竹内道廣君） 暫時休憩します。

午後 2時34分 休憩

---

午後 2時35分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

曾我保健医療課長。

○保健医療課長（曾我久男君） お答えいたします。

条例で額及び支給方法を定めなければならないとなっております。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 祝優雄君。

○26番（祝 優雄君） そうすると、後の給与のほうにもかかわってくるのだけれども、病院が独自に交渉

がほとんどできなくなりますよ。それは、何のためにではこういう全適にするの。そこを制約しておいて改革してくださいよといったってなりません。その幅をきちっと与えるから、改革になるのではないのですか。そのところがちっとも私どもに訴えるところがないのです、この示された条例の中からは。だから、もう少しあなた方のほうで詰めてもらわないと。この後の条例も同じです。給与のところに来るのです。同じことが言えるのです。ですから、運営も労務も全部管理者に任せるのでしょうか。委任をするのでしょうか。そうしたら、その人たちを全部抱え込んで縛り込んでしまったら何にもならぬではないですか。そのところをもうちょっとわかるように説明してください。

○議長（竹内道廣君） 暫時休憩します。

午後 2時37分 休憩

---

午後 2時41分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えをいたします。

条例で定めるのは、管理者についてはこれはこういう形で定めなくてははいけませんけれども、職員の給料等につきましては、次のところに職員の給料の条例ありますけれども、それについては種類等について定めるということで、職員の給料等の金額等につきましては、これは管理者がその後定めるという形になります。

○議長（竹内道廣君） 祝優雄君。

○26番（祝 優雄君） そんなことはわかっておるのです。私そんなこと聞いていないのです。ここまでやったら管理者がやりにくく逆になってしまうのではないですか。これは、ベースにあるものは何だといえ、今までの公務員と同じ、今までと同じ給与ベースをそこに置いて議論するから、こういう形になってくるわけでしょう。だから、私は少なくともあなた方から出てくるこういう形でやったら今度示した改革プランが確実に実行できるのだとか、何かもうちょっときっちりしたことを言ってください。これだけのことをやるのだから、こういう形で病院運営ができていくのですと、まず1つにはこの改革プランというものを100%早急に実行できるようになるのだとか、そういうためのこういう改革だとか何とか言ってください。全くそんなものが出ずにただ、衣も変わっていないのに、出してもらったってどうしようもないです。だから、全適そのものの理解をもうちょっとしてもらってから出していただいたほうがいいのではないですか。この改革プランにしても全適にしても私が指摘したとおりの文字がここ何も書いていない。そこから何も膨らんでいないのです。だから、もう少し全部適用というのはどういうことなのかもうちょっと勉強してから提案し直したらどうですか。そのほうが後でうまく逆に行くのではないですか。私はそんなふうに思います。あなた方のメンツもあるのでしょうかけれども、だとしたら今後委員会でしっかり乾かしてください。私答弁要りません。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 2条のところの手当に寒冷地手当がないのですが、そうするとこれも寒冷地手当は

事実上もうみんななくなったという理解でよろしいわけですね。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

曾我保健医療課長。

○保健医療課長（曾我久男君） お答えいたします。

寒冷地手当について経過措置を設けても支給対象にはなりませんので、この規定からは抜いてごさいます。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） よくわからない。この条例にないけれども、寒冷地手当を出すというのか、あるいは寒冷地手当というのはもうなくする方向なのだから、市長以下皆さんももう寒冷地手当をこれに合わせてもらいませんよという意味で私はこれ読んでいるのだけれども、そういうふうに理解してよろしいのですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

曾我保健医療課長。

○保健医療課長（曾我久男君） 申しわけありません。寒冷地手当につきましては、支給しないというか、なくなりますので、この規定には設けてごさいません。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） なくなるというのは、総務部長、では寒冷地手当は来年度からすべての職員になくなるという理解でよろしいのですね。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

今寒冷地手当ということですが、寒冷地手当につきましては今経過措置の中で対応しておるところでありまして、これは一般職も全く同じであります。ありません。

〔「だめだ、議長。今の答弁説明になっていないから、経過措置はどっちでもいいんだけど、これを来年度から施行するとすると、来年度からじゃなくなるという理解でよろしいんだなというの、それなら」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 暫時休憩します。

午後 2時47分 休憩

---

午後 2時51分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

平成21年度までということでありまして、新規に採用された職員については該当しません。以上です。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） これが管理者の給与に関する条例であるから、給与のことばかりについておるのですけれども、そもそも公営企業法の管理者の定義というのをあなたたちはまず明示しなければならないのだ。では、そこのところから聞くわな。公営企業法では、病院が2つあった場合管理者は2人つけられるのですか。ここから聞かぬとわからぬだろう。さっさと答えなさい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えをいたします。

公営企業法では、管理者は1名というふうになります。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） そうでしょう。75万払ったってこれは両津病院と相川病院を1人の管理者が管理をせねばならぬのです。並大抵なことではないです、やるとなれば。そういう意味もあるのでということを目頭やっぱり基本的なものの説明しなければだめです。

さて、その次が問題なのだ。管理者がお医者さんだったときにはお医者さんの給与を払うと書いてあるのだよ。お医者さんになった場合はどうなるのですか。3回しかやれぬので、まあいいわ。お医者さんがなったときはどうなのですか。お医者さんでなれるのですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えいたします。

医師が管理者になることはできます。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） お医者さんはなれますが、お医者さんだって同じなのです。そこで、つまりお医者さんがなったらお医者さんの今度給料もらうのだよ。ここでは75万だかとなっておるけれども、お医者さんの給与が高ければそのお医者さんの給与払わねばならぬのです。もちろんなったらお医者さんは今度はお医者さんではなくて2つの病院の管理者にならなければならぬのです。そういう義務が課せられる。

次に大事なことは、公営企業法の管理者と医療法でいうところの管理者というのがあるのです。だから、ここでいう管理者というの、ここでは市長みたいなもので、だからそもそもこんな管理者を置くという発想がおかしい、私に言わせれば。なぜおかしいか。これから相川病院の職員も両津病院の職員も市役所の職員と同じ公務員なのです。そういう既得権を持っておる職員が集まっている。その職員というの、本庁との人事交流をするようになっておるのです。そういう既得権というものを潜在的に持っている職員の上に立って号令をかけなければならぬのがこの管理者なのです。だから、これでもっておれが3回になるから、これ以上聞けぬから、まとめて聞くのだが、この条例を通すと自動的に市長はこの管理者とはなり得ないのか、それとも市長が引き続き管理者ができるのか、このところなのです。これは、私の見解はあるのです。できるとなっておるのです。だから、このわけのわからぬもの、仮に条例は通すけれども、この条例を直ちに実行しないとするのか、つまり市長が引き続き管理者としての地位を持ちながら今後調整していくのか、このところなのです。この大事なところがあなたたちの答弁にはない。したがって、

混乱をする。これは私の委員会ですから、今度は3回ではないので、がっちりやりますが、まずその認識はどうですか。とにかく市長が当分の間病院の管理者としての仕事をするができるが、しかし市長が管理者をやめたときにこの条例に基づく管理者を置いて、その管理者はこの給与を払うと、こういうことなのかどうなのか、その辺のところの精査をした上でこの条例を出したのかどうか、ここのところをちょっと明快に答弁してください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えいたします。

この条例で管理者を置くという形になりますので、市長は管理者にはならないということになります。

○議長（竹内道廣君） 金光英晴君。

○19番（金光英晴君） 所管なのですが、4条の2項、管理者の期末手当の額に関しては副市長の例によるというふううたっているのですが、これは算出根拠の部分で言っているのか、あくまでも額についてはというふうに理解したほうがよろしいのか、どちらですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えいたします。

これは、額ではなく率という形になります。

○議長（竹内道廣君） 金光英晴君。

○19番（金光英晴君） そうしますと、市長や副市長の期末手当の算出根拠が違うというふうに理解するのですが、どうして副市長の部分に該当するのか。給料そのものは75万円以内として市長が定めることができることになっているのですが、4条でいきますと副市長の例によるということになっておるわけですが、どうしてこういうことになっているのかご説明をお願いします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えをいたします。

これは、管理職を置いております新潟県あるいは新潟市等を参考にして、同じという形にさせていただきました。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第155号についての質疑を終結いたします。

ここで10分間休憩します。

午後 3時01分 休憩

---

午後 3時11分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

再三申しわけないですが、日程が詰まっておりますので、質疑は簡潔にお願いをいたします。

議案第156号 佐渡市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第156号についての質疑を終結いたします。

議案第157号 佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。  
祝優雄君。

○26番（祝 優雄君） これちょっと疑問があるのですが、これ今度病院から分割するということになりま  
すよね。そうすると、共同で使っている施設などもあります。それから、人事の件もあります。こういう  
ものをどういう形で後分離したり管理したりしていくのか。私は、しばらくは病院と一体が一番自然では  
ないのかというふうに思いますが、その辺を分離した経過をまずお聞かせください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えをいたします。

分離した経緯ということでありますけれども、病院を今度全適にするわけですが、それと合わせ  
ましてご承知のように病院と老人の施設を区別するというので、病院事業と介護保険の事業とを分けて  
効率的に運営をしたいと。すこやか両津につきましては、歌代の里と同じように特別会計の中で今度は高  
齢福祉課のほうで所管で運営をしていくということを考えております。

○議長（竹内道廣君） 祝優雄君。

○26番（祝 優雄君） これを分離しなければならぬということにはならないと思うのです。もしそうであ  
れば歌代の里、それから畑野の待鶴荘とか、そういう関連のものを1つにまとめるというような形で提案  
をするのであれば、今のようなことがあってもいいかもしれません。しかし、それはこっちに置いて1つ  
だけ形をつくるというのは、これはちょっと私おかしいと思うのです。病院と一体でいかなければいけ  
ないという理由があるなら別なのです。ですから、介護保険のものについては分離をしなければやってい  
けないのですというのであれば、そのような説明をいただきたいけれども、あなた方のような考え方をす  
るのであれば、私が言うように幾つかの高齢施設分は1つにしていくというような前向きな提案があればま  
だ理解ができますが、これではちょっと私は理解できないですが、分離をしなければならないというのは  
どういうことなのです。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えいたします。

病院を全適にすることで分けなくてはいけないところではありませんけれども、先ほど申し上げました  
ように、施設ごとに単体として分けまして、一つの事業として特化することでそれぞれの病院、それから  
施設、効率的に運営できるようにしていきたいというふうに考えているところです。

○議長（竹内道廣君） 祝優雄君。

○26番（祝 優雄君） 私が聞いておるのは、もしそれを分離をするのであれば、こういう形で分離をするほうが有利なのですよということを説明してくれないと何のためにやるのかわからない。分離しないでいくこともできるという話でしょう。だったら分離をしなければならぬという明確な理由を、そのほうが収益が上がるのだとかどうだとか。実はこれ医師も行ったり来たりしておる部分もあったりするでしょう。それから、通路の部分があったり。幾つかだから重なってきておる部分があるのです。非常に厄介なのです。それを簡単にこういうふうに切り離すということがどうも私は理解できない。1つにしていったほうがもっともって効率的なのではないのかなという気がするのです。その辺の医師の関係とか、これはどういうふうにするのですか。

○議長（竹内道廣君） 暫時休憩します。

午後 3時17分 休憩

---

午後 3時19分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

答弁を許します。

曾我保健医療課長。

○保健医療課長（曾我久男君） お答えいたします。

お医者さん、医師については両方行き来できるようになっておりますし、分けた主な理由ですけれども、医療保険と介護保険を分離してそれぞれ適任者といいますか、詳しい人が経営なりしたほうがいいのではないかということで、今回分離の提案をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第157号についての質疑を終結いたします。

議案第158号 佐渡市病院事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての質疑を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 委員会でしっかりもんでもらうということを前提にちょっと軽く質問させていただきます。

先ほどのこの条例による管理者の給与云々長い間審議されましたけれども、管理者の給与なんて幾らでもいいのです、黒字になれば。もっと1,000万払っても月給100万でも全然それは構わないです。ただ、地方公営企業法の今回全部を適用すると、全適にするということで、今までとどう違って、なぜこれで改善されるのか、そこのところがわかりません。質問しますけれども、そこを説明してほしいのですけれども、どう変わりますか、全適によって。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えいたします。

今度企業法ということで、企業としての経済性と、それから即効性ですか、そういうことが発揮できるようになるというふうに思っております。そういうことで経営を活発にすることができると、なることを期待したいというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） それでは答えになっていないのです。多分テレビの前の方もこの議場でも皆さんわからないと思うのです。基本的には市民病院でやっていくわけですから、何も変わらないと思うのです、管理者を置いたところで。これでは職員は行き来するわけですか、退路を断つわけですか。現在病院の職員と佐渡市から出向の職員と2種類といいますか、2通りの職員おられると思うのですけれども、現在病院に勤務している職員はもう退路を断って帰らない、帰れないと、そうでないとただただやって手抜きでやれば、こういう職員はこの病院に要らないから、どこかの部門へということにかわるわけですよ。意識的に病院におるのが嫌であればそういうふうにするということでは何も変わらない。やっぱり公営企業法を全適するというのであれば、職員の退路も断って、あなたはこの病院で業績を上げなければだめなのだという形で、それでその中の給与の適用と業績考課で成績によって給与を変えるとか、そういうことができるわけですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

曾我保健医療課長。

○保健医療課長（曾我久男君） お答えいたします。

企業職員といえども地方公務員ですので、俗に言う一般職との人事異動等は禁止することは難しいと思います。ただ、市長と管理者が協議といいますか、それは可能かと思います。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） そうでしょう。だから、基本的にはこれ何も変わらないのです。だから、本当に病院を改革しようと思えば、総務省の改革ガイドラインを超えてこれを例えば独立行政法人にして、効率と利益を徹底追及して、それでやらなければ意味がないと思うのですけれども、これは一般質問でその辺のところもう少し聞きたいと思いますので、答弁いいです。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第158号についての質疑を終結いたします。

議案第159号 佐渡市静山の里条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第159号についての質疑を終結いたします。

議案第160号 佐渡市火葬場条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 議案第160号 佐渡市火葬場条例の一部を改正する条例の制定についてですが、先ほどの長生きしてほしいと、高齢者の方々を祝する議案と12月議会同時に出された火葬場条例。市長、政治家というのは夢と希望、優しさです。これタイミングが悪いよ、市長。市長らしくありません。まず、一言言っておきますけれども、そこで質疑入ります。

この第5条、火葬場使用のためにする霊柩輸送及び遺族の送迎については無償とすると、霊柩車の使用を削ると、なくす。そこで、質疑ですけれども、提案理由は民間に移行だと、そう提案がありました。しかし、今でも調べてみますと民間に委託しているのです。そこで、今まで無償でやっていた、非常にいい制度だと私考えますけれども、何でやめるのか、そのねらいとか目的があるはずですが、必ず。これが1点。

それと、市の所有の車があるのです。これ何台あるのか。その車は今後どういうふうにして処理するのか。

いっぱいこと聞きます。民間業者に車を任せると。民間移行だから。任せると有料になると思うのですけれども、有料になるとしたらば料金は幾らだと、距離とか一律なのか、これを具体的にまずお聞きします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） お答えします。

まず冒頭に、なぜこういう経過になったかということでございますけれども、今行革等で施設の統廃合を検討するように言われております。そこで、火葬場の統廃合とあわせまして霊柩車についても検討するようにということでございます。その中で火葬場については統廃合で進めておるわけでございますけれども、霊柩車については当市では直営で行っております。その中でこれは民間でできるものについては極力民に業務をお任せしたいというのが方針でございます。幸いにも現在これに近い業務を行っておる事業者もございまして、これからこの事業を行っていききたいという事業者もおるように聞いております。

一方、他市の様子を見ますと、魚沼の一部以外はすべて民間で霊柩車業務は行っております。その様子を見ますと、市で直営をしますと運ぶ以外にほとんどサービスがないわけでございますけれども、民間に移行することによりまして、特に今いろいろな葬儀があるわけでございますけれども、いろいろ多岐のサービスがあります。これも利用者の選択ができるようになります。

また、市の所有の車ということでございますけれども、今3台ございます。これについては、この後この業務を始める業者に払い下げをしたいというふうに考えております。

それから、料金でございますけれども、これが一番頭の痛いところで問題があるわけでございますけれども、これについてはまだ業者の方から運行に関しての料金の提示がございません。この後業者から提案がありましたらその中で協議をしていくわけでございますけれども、ただ遠い方が大分出てきます。一定の補助は当分の間していく必要があると思っておりますけれども、財政の許す中でできるだけ負担が少ないような設定をしたいというふうに考えておりますが。

○議長（竹内道廣君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 料金のほうはこれからというのですけれども、条例提案するときはあわせてこうなるのだよという方向だけでも示していただきたいのですけれども、業者は今まで条例によってお金を取ら

なかったですけども、今度はこれが決まるとお金は取ると。業者は喜びますけれども、市民には新たに負担がかかると。市民は困るわけです。それでは、この第5条の、先ほど言いましたけれども、無償とすると、これを有償にするという考え方があるのですけれども、どうでしょうか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） 業務を民間に移行するということで、補助ということで出すということで正しいかと思います。

それから、料金ですけども、これは独禁法といいますか、公取委の関係がありまして、私らのほうで設定することができませんので、業者が提示をする金額を待っておるということでございます。

○議長（竹内道廣君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） では、最後です。

私は、今までの条例はいい制度だと考えますけれども、それでは無料の霊柩車関係の車が乗り心地が悪いから、少しでもお金を取って乗り心地よくしたいと、それで例えばベンツやロールスロイスの霊柩車に乗りたいと要望があったら業者やってくれるでしょうか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） ですから、利用者がそういった事業者を選ぶことができるということでございますので、そういった希望の方はその車を選んでほしいと思います。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 先ほど民間でできることは民間にということで、行革の一環でというお話だったのですが、これで経費が一体幾らぐらい浮くのか1点。

それと、もう一つ、霊柩車を使うほうの仏さんのほうにしてみますと、今までは霊柩車が走っていて火葬料があったわけです。つまり運行込みでたしか2万5,000円ぐらいだったかと思うのですが。利用する仏さんの側にしますと、だったらこの2万5,000円安くなるのではないかというのが当然生まれるはずで。当座として言えば高齢者の方が後期高齢の負担で怒っていて、今度仏様になってもこんなふうに取りれるというのは私はいかがなものかなと思っているのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

木下環境課長。

○トキ共生・環境課長（木下良則君） お答えを申し上げます。

経費の削減額は、対前年比で比較しますと約1,600万ぐらい浮く予定でございます。

それから、今火葬料の2万5,000円のお話が出ましたけれども、それについても検討させていただきましたけれども、今1体当たり平均で8万4,000円ほどかかっております。それで、さきの定例会で申し上げましたように、まず火葬場の統廃合を進めて、その中で考えていきたいというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 簡単に。これまでの答弁の中でほかの市町村がこうだからという話があったのですが、新潟県内でも火葬料取っていないところもあると思うのです。そういう意味でいうと、今回の霊柩車

の件でいうと、市民としては負担増になるという理解でよろしいですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） お答えします。

負担は増になります。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第160号についての質疑を終結いたします。

議案第161号 佐渡市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第161号についての質疑を終結いたします。

議案第162号 佐渡市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第162号についての質疑を終結いたします。

議案第163号 佐渡市営畑野駐車場条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第163号についての質疑を終結いたします。

議案第164号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第164号についての質疑を終結いたします。

議案第165号 公の施設に係る指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第165号についての質疑を終結いたします。

議案第166号 公の施設に係る指定管理者の指定について（日本アマチュア秀作美術館）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第166号についての質疑を終結いたします。

議案第167号 公の施設に係る指定管理者の指定について（総合福祉センターしゃくなげ、両津デイサービスセンターしゃくなげ）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第167号についての質疑を終結いたします。

議案第168号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津デイサービスセンターたんぽぽ）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第168号についての質疑を終結いたします。

議案第169号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津デイサービスセンターいわゆり）についての質疑を許します。

祝優雄君。

○26番（祝 優雄君） しゃくなげとたんぽぽについては単独の建物というか、施設ではありませんから、この形でいいのだと思うのですが、いわゆりについてとその後の無償譲渡で社会福祉事務所に引き渡す部分とがありますが、これが分離されておるのはどういうことからなのでしょう。それをまず聞かせてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） お答え申し上げます。

祝議員ご質問でございますが、指定管理の部分につきましてとこの後出てきます譲渡の施設関係はどうかというご質問でございました。指定管理に今回福祉保健部のほうで出した施設につきましては、複合施設でございまして、いろんな関係の課題が残っております。これについては、前の議会にもお話をいたしましたけれども、借地とか保育園の関係とか、あとは複合施設でほかの施設につきましてこの後どう活用していったらいいのかというものがあるというようなことでの区分をさせていただきまして、譲渡施設の対象とは区分分けをさせていただいたというものでございます。

○議長（竹内道廣君） 祝優雄君。

○26番（祝 優雄君） 今いわゆりが複合施設ですか。複合になっておりますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） では、お答えをしたいと思います。

デイサービスセンターいわゆりにつきましては、豊岡保育園がございまして、これ今休止中でございます。これらの課題を地元の人との課題打ち合わせということで交渉しなければならないということがございますし、いわゆりにも若干の借地がございまして。その2点でございました。

○議長（竹内道廣君） 祝優雄君。

○26番（祝 優雄君） いわゆりは、借地のためにできないということなの。これ私が聞いておるのは、後で無償譲渡のところがあると、その無償譲渡のところと今度指定管理に出すところの区切りというのは何なのだと聞いておるのです。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えをいたします。

譲渡に出す4つのデイサービスセンター、それから今回指定管理に出す6つの施設、これにつきましての区別ということでありませうけれども、譲渡に出す予定のものにつきましては、これは単体といいますか、施設、それからデイサービス1つで運営をされているものであります。今回指定管理に出すものにつきましては、例えば今ほどお話がありましたように豊岡保育園が、まだ休止中ですけれども、併設されているとか、保健センターと一緒にあるとか、それから借地の問題もあります。そういう複合といいますか、ほかの機能もあわせて持って、その中にデイサービスセンターもあるという、そういうところありますので、それについては前から関係課集まっていろいろ協議をさせていただいているのですけれども、なかなかまだまとまり切れていないということで、今回は指定管理に出させていただきたいということで、そこが区切りであります。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 今の説明でいきますと、たんぼぼは歌代保育園との関係で、歌代保育園は来年度統合されるやに聞いておりますけれども、そうすれば単体になると思うのですが、その辺はどういうことなのですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えいたします。

議員おっしゃられるように、歌代保育園につきましては今来年度3月で廃止を予定をさせていただいているところでありますが、残りのあとの施設の利用につきまして、デイサービスセンターを保育園の中でどういうふうにもたかから生かしていくといたしますか、建物をどういうふうにも活用していくのか等を含めて、それも協議中でありませうので、まだそれが決定されておりませうので、これにつきましては指定管理で今回は出させていただきたいというふうにも考えております。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） そうしますと、いわゆりのところなので、それで聞きますが、そのことが解決すれば、そういう複合施設のことが解決すれば、指定管理期間であっても途中で譲渡するということもあり得るという理解でいいですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えをいたします。

これは、指定管理中にそういう状況になったときには、指定管理を受けていただいた事業者と協議の上、そういうことは可能であろうというふうにも思っております。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第169号についての質疑を終結いたします。

議案第170号 公の施設に係る指定管理者の指定について（畑野デイサービスセンターやわらぎの里、畑野高齢者生活福祉センターやわらぎの里）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第170号についての質疑を終結いたします。

議案第171号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木デイサービスセンターつくし、小木短期入所施設つくし）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第171号についての質疑を終結いたします。

議案第172号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊デイサービスセンターやすらぎ）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第172号についての質疑を終結いたします。

議案第173号 公の施設に係る指定管理者の指定について（真野農林漁業体験実習館潮津の里）についての質疑を許します。

金光英晴君。

○19番（金光英晴君） この施設については3年前いわく、因縁のある施設ですので、ちょっとお尋ねしたいのですが、基本的には指定管理に任せてコストを下げるという観点で、指定管理で民間から公の施設を運営してもらおうということがこの制度の趣旨だったかと思うのですが、現在年間600万で指定管理料で運営してもらっている施設をどうして、今度は900万ですね、年間900万で300万も指定管理料を値上げしてまでこの施設を運営していかなければならないのか、そこを明確にお願いします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木産業観光部長。

○産業観光部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

この施設につきましては、今議員がおっしゃるとおり前回指定管理に出させていただきました。それで、これまでの間の結果、収支等を勘案して今までの金額では指定管理に出せないと、やっていけないというようなことで値上げをさせていただいたわけですが、施設としましてご存じのとおり本年こども農山村プロジェクト、あるいはこれまでもこの施設につきましては修学旅行等の誘致に力を入れておまして、修学旅行などについては約3分の1ぐらいをここで扱っておるわけですし、そのほかに修学旅行に関しましては体験メニューとして18種類ぐらいの学習もできると。これは、ほかの施設に泊まった学生なんかも利

用されているということにかんがみまして、今現時点ではまだこの施設についてはそういう方面での活用が必要であるというふうに考えまして、今回指定管理に出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

金光英晴君。

○19番（金光英晴君） そうしますと、利用が伸びているというふうに今の説明だと理解できるのですが、利用ができれば当然収支も改善すべきですよ。なのに、なぜ指定管理料300万増額しなければならないのか。いかに3年前の指定管理料の積算がでたらめだったか露呈しているではありませんか。あのとき私は逆に増額すべきではないかということ指摘したのだけれども、絶対大丈夫だから、やらせてくれということでやった結果がこのざまです。その間市は何しましたか。車、備品関係を裏で支えた。それが問題になりそうだから、こうやって今度指定管理料増額でやってきている。増額で上げている。本来ならばこれを早く民営化すべきだということも主張してきました。それも3年間何もしないで、さらに2年間900万の税金を垂れ流そうとしている。怠慢と言うほかありませんが、反論ありましたらどうぞ。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木産業観光部長。

○産業観光部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

前段の部分、議員のおっしゃるとおりの結果となっております。利用者数につきましてもやはり昨今の観光事情も含めまして伸びてはございません。ただ、この後やはり我々としましてはまだこの施設をキーにして、あるいは修学旅行あるいは観光あたりにもっと活用していく必要があると思っております。結果として実績が伸びていないという部分につきましては、おっしゃるとおりでございます。以上です。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第173号についての質疑を終結いたします。

議案第174号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木特産品開発センター）についての質疑を許します。

金光英晴君。

○19番（金光英晴君） この施設については、民間の方がやりたいというふうなことも聞いておるのですが、民間譲渡について調査はしたのですか。その結果指定管理でいくというふうに上げてきているのか、まずその点からお尋ねいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子農業振興課長。

○農業振興課長（金子晴夫君） お答えいたします。

この施設につきましては、地元のほうと譲渡について話をしております。ただ、底地が県漁港の県有地になってございます。市の施設であれば置かせていただけるのですけれども、譲渡しまして民間の施設に

なるとなかなか簡単には置かせていただけないということで、それをどうすると置かせていただけるのか県との協議をしております。こっちのほうが調い、かつ民間の方々と合意ができれば譲渡は可能になるのか、そういうふうを考えております。ただ、時間的に間に合いそうもないものですから、今回2年間の指定管理に出ささせていただいておる、こういうことでございます。よろしく願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 金光英晴君。

○19番（金光英晴君） 民間では譲渡を受け入れてもいいというお話だけれども、底地が県有地だから云々という話であります。そうすると、譲渡を受けてもいいということは、指定管理料ゼロでもやっていけますよということではないのですか。それなのに、どうして今回指定管理料ついておるのですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子農業振興課長。

○農業振興課長（金子晴夫君） お答えいたします。

これも地元の方とお話をしておるのですが、今指定管理料をいただいてようやく19で17万円ぐらいの黒字となっております。これがなくてもではやれるのかというお話をしておるのですが、ほかにも事業ありますので、もうしばらくするとそっちのほうが上手に回るようになると何とかこれもやっていけるのだと、その方々にとってあそこのあの施設で今やっておる行為は非常に大切なので、それと合わせれば何とかNPOとして回っていけるのではないかと、地元の方は今のところそういうふうに申しております。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第174号についての質疑を終結いたします。

議案第175号 公の施設に係る指定管理者の指定について（羽茂温泉保養館クアテルメ佐渡、高齢者生産活動施設羽茂だんらんの家、羽茂ふるさと資源活用施設ポアール妹背、羽茂森林総合利用休養館ウッドパレス妹背）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第175号についての質疑を終結いたします。

議案第176号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第176号についての質疑を終結いたします。

議案第177号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊自然休養村管理センター）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第177号についての質疑を終結いたします。

議案第178号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ドンデン山荘）についての質疑を許します。  
金光英晴君。

○19番（金光英晴君） 指定期間が今までは3年間であったかと思うのですが、どうして今回5年という長いスパンになっておられるのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。  
佐々木産業観光部長。

○産業観光部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

この施設につきましては、平成15年の建築ということでございまして、国の指導によります用途変更につきましては10年が限度というような規定もありまして、10年経過までは指定管理でいくしかないだろうというような観点もあります。それと、もう一点はやはり1年、2年というよりも5年間であれば、指定管理を受ける方についても計画的な経営ができるということを考えまして、5年間とさせていただきます。

○議長（竹内道廣君） 金光英晴君。

○19番（金光英晴君） そうしますと、指定管理の部分は民間から努力いただいて公の負担を少なくしていくのだ、税金の負担を少なくしていくというのが本来の趣旨ですね、先ほどから。そうしますと、200万掛ける5年間で1,000万ですよね。この部分は努力しなくても入るわけですね。努力すればそれ入るわけ。これ短くして3年後に、あるいは1年ごとにしていって、努力していただいて来年以降ゼロということも可能ですよね。あと7年間国の補助金適正化法で譲渡できないというのであれば、努力していただいて指定管理料を早くゼロにしてもらったほうがより市の持ち分が減るといふふうになるのですけれども、今の考え方だと逆ですよ。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。  
佐々木産業観光部長。

○産業観光部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、やはり指定管理として施設を運営していただく方につきましてもこれはもうけてはならないということはないと思います。そういう意味におきまして今現在では年200万が妥当な線ということで算出させてもらったということございまして、もちろんそれが大幅にもうかって市のほうの軽減ができればそれにこしたことはないのですが、やはり経営者のことも考えさせていただきます。このような計画にさせていただきました。

○議長（竹内道廣君） 金光英晴君、質疑を許します。

○19番（金光英晴君） 最後になるわけですが、そうすると今現在補助金を返さなければならないとしたらその補助金は幾らですか。逆にこれ指定管理料1,000万払うことが得なのか、補助金返したほうが市として得なのか、その辺はいかがですか。

○議長（竹内道廣君） 暫時休憩します。  
午後 4時01分 休憩

---

午後 4時03分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

答弁を許します。

佐々木産業観光部長。

○産業観光部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

正確な計算をしていないのですけれども、当初先ほど14、15年で建設しております。このときの補助金が国庫補助金が6,000万、このとき過疎債を1億3,150万を借りております。したがって、今現在償還が進んだとしても1,000万よりはまだまだ多く残っているという状況でございます。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第178号についての質疑を終結いたします。

議案第179号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐和田森林公園オートパークさわた）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第179号についての質疑を終結いたします。

議案第180号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木ダイビングセンター）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第180号についての質疑を終結いたします。

議案第181号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊ふるさと会館）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第181号についての質疑を終結いたします。

議案第182号 団体営土地改良事業（維持管理事業）の施行について（小倉地区）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第182号についての質疑を終結いたします。

議案第183号 財産の無償譲渡について（両津デイサービスセンターかんぞう、両津在宅介護支援センターかんぞう、金井デイサービスセンターしゃくなげの里、金井在宅介護支援センター、新穂デイサービスセンター、松ヶ崎デイサービスセンターまつさきの里、松ヶ崎在宅介護支援センター）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第183号についての質疑を終結いたします。

議案第184号 平成20年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）についての質疑に入ります。

まず、歳入についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

以上議案第184号についての質疑を終結いたします。

議案第185号 平成20年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第185号についての質疑を終結いたします。

議案第186号 平成20年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第186号についての質疑を終結いたします。

議案第187号 平成20年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第187号についての質疑を終結いたします。

議案第188号 平成20年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第188号についての質疑を終結いたします。

議案第189号 平成20年度佐渡市土地取得特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第189号についての質疑を終結いたします。

議案第190号 平成20年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第190号についての質疑を終結いたします。

議案第191号 平成20年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第191号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第143号から議案第191号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

---

日程第6 請願第9号、陳情第4号及び陳情第5号

○議長（竹内道廣君） 日程第6、請願、陳情の委員会付託を行います。

本定例会における請願第9号並びに陳情第4号及び陳情第5号については、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

---

○議長（竹内道廣君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来週8日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

午後 4時09分 散会